

令和4年第8回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月6日若狭町議会第8回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	松宮登志次	書記	河原典史
			石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレア文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時23分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、川島富士夫君、3番、西村 毅君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（今井富雄君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は7名の皆さんから通告がありました。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、1番、谷川暢一君、8番、熊谷勘信君、3番、西村 毅君、2番、川島富士夫君、4番、倉谷 明君、6番、藤田正美君、13番、北原武道君の順に質問を許可します。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策としてマスクを着用しておりますが、発言を明確にするため、質問者及び答弁者は、発言台ではマスクを外すことを許可します。

1番、谷川暢一君。

谷川暢一君の質問時間は、10時25分までとします。

○1番（谷川暢一君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の第8波が若い世代を中心に拡大しておりますが、幸いほとんどが軽症者ということで、感染者と家族以外は特段の行動制限もすることなく、世の中、回っている状況かと思えます。ウイズコロナも新しい段階へと入ってきたのかなと存じます。

これから私が質問をしますことと同様にコロナ対策も新しい制度、また新しい対応が必要となってくるのかなと期待しております。

それでは、 通告に基づき質問させていただきます。

今回は、学校教育に関連することを2点、お伺いいたします。

まずは、物価高騰時における学校給食への対応についての質問です。

現在、ロシアのウクライナ侵攻の影響などもあり、世界的な物価の高騰に見舞われています。そのため、多くの物を輸入に頼る我が国においても様々な物品の値上がりが続き、各世帯の家計負担にも大きな影響が出ております。

それは、学校給食においても同様で、食材費はもとより調理に要する燃料などの光熱費等の値上がりにより、学校給食全体にかかる経費も増大していると思われま

す。その中で、児童生徒の保護者が負担している分、いわゆる給食費についても値上げを検討せざるを得ない状況かと思われ、この状況が今後も続くであろうことが懸念されているところ

です。

そこで、質問です。

現在、学校給食全体にかかっている費用の概要と、その中で保護者が負担している費用（給食費）のこれまでの値上げの状況・経緯、また、その根拠について教えてください。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

若狭町では、令和2年4月より、全小・中学校の給食を給食センターで一括調理することで調理環境の向上を図り、より一層、安全・安心な給食を提供できるように努めております。

しかし、議員御指摘のとおり、世界的な物価の高騰により、学校給食に係る経費につきましても増大している状況です。

そこで、9月の議会定例会におきまして、給食材料費の増額の補正予算を計上し、認めていただいているところであります。

この予算につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当させていただき、給食の質と量を確保しつつ、保護者が負担する給食費の増額を行わないようにしたことになります。

今後も経済状況や国、県の動向を注視しながら、児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康増進、体位の向上を図ることはもとより、食に関する正しい知識を習得できるよう、安全かつ安心な給食を提供し

ていきたいと考えております。

なお、学校給食に係る費用の概要、給食費の値上げ状況などにつきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、私から御質問にお答えします。

町内全ての小・中学校に学校給食を提供するうえで必要となる運営経費は、消毒剤、ペーパータオルなどの消耗品費、ボイラー重油、配送車軽油などの燃料費、電気、ガス、水道などの光熱水費、施設や機器の修繕料、米、野菜、肉、魚、加工品などの食材費、調理、配送、機器点検などの委託料、調理用具などの備品購入費、栄養・衛生管理、事務等に従事する町職員の人件費があり、令和3年度の決算額は1億5,114万5,000円となっております。

教職員含め1,352人分を提供している中であっては、年間1人当たり約11万2,000円の経費を要しております。

このうち、食材費につきましては6,716万円で、1人当たりの平均としましては約5万円になり、全体運営経費の約44.4%を占めております。

この食材費につきましては、学校給食法及び関連法令に準じ、給食費として保護者の負担をお願いしております。

また、これまでの給食費の値上げの状況としましては、給食センターが運営を開始後の昭和63年度では、月額として小学生の低学年で3,200円、高学年で3,250円、中学生で3,600円であったのが、その後、2年から10年の間隔をあけて、月額100円から300円の幅で順次、値上げが行われ、35年が経過した現在の給食費は、小学生の低学年で4,300円、高学年で4,400円、中学生で4,900円となっております。

値上げの主な要因としましては、食材価格の上昇によるもので、直近の値上げは8年前の平成26年で消費税の増税によるものになります。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

様々な経費のうち、食材にかかる費用をいわゆる「給食費」として保護者負担をお願いしております。その値上げに関しては、これまでの食材価格の上昇と消費税の増税

によるものだったということです。

では、今年度、若狭町教育委員会からの諮問を受けまして、「学校給食運営委員会」というもので、数回、審議されました給食費の値上げに関する詳しい答申内容と、その答申内容を受けての町の対応を改めて教えてください。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

昨今の物価の高騰を受け、本年5月に若狭町教育委員会から、「若狭町学校給食運営委員会」に「若狭町が設置する小学校および中学校の学校給食費の改定」について諮問を行いました。

それを受けて、同委員会から、7月に若狭町教育委員会に答申していただきました。

その内容としましては、学校給食は成長期にある子どもたちに十分な栄養と量を安全かつ安定的に提供する重要な公的サービスであり、共働き世帯の負担軽減も含め継続的に実施されなければならない、質やボリューム、種類、回数等を維持すべきであること。

しかし、物価高騰禍においては、給食食材調達費がかさみ、現行の保護者負担給食費収入をもって、必要とされる給食の質、量、種類、回数を維持することは極めて困難にあるため、給食費の値上げはやむを得ない。

ただし、急激な物価高騰に反して、政府が目指す賃金上昇は実質的には凶られておらず、給食費を値上げした場合、子育て世代の家計を圧迫することが予想されるため、給食費値上げ分のうち相当額について、「新型コロナウイルス地方創生臨時交付金」等国等の支援を活用し、あるいは町が補助するなどして保護者の負担をできる限り軽減することを提案する。

また、今後の物価変動やその時期、国等の交付金支援は不透明で予測が難しいことから、給食費の改定を従来の長期感覚で捉えるのではなく、消費者物価、企業取引価格、為替相場、賃金等の動向を注視しながら適時に給食費を設定していくことが必要である。

なお、単に質、量、種類、回数を維持することにとどまらず、生涯を通じ心身の健康を育む給食、地域の産品を活用し持続可能な食を支える給食、環境や流通を学ぶ給食となるような「若狭町の食育」の仕組みをつくり、子どもたちの多様性、健全性、持続性などを後押しする教育を推進していただきたいといった内容になっております。

この答申を受け、「若狭町総合教育会議」を開催し、給食費の改定について協議しました。

その結果を経て、今年度については、コロナウイルス感染拡大による物価高騰で給食費の保護者負担を軽減することを目的の一つとしている「新型コロナウイルス地方創生臨時交付金」を活用し、食材費増加分に充当することで、保護者負担の給食費は値上げしないといたしました。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

学校給食運営委員会からの答申では、国等の支援を活用、あるいは町が補助するなどの提案がありまして、それを受け、町は、国の支援である「新型コロナウイルス地方創生臨時交付金」を活用し、給食費の値上げはしないとしましたが、町からの補助については言及されていません。

では、学校給食法では、その目的として、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」また「学校給食の普及充実および学校における食育の推進を図ることを目的とする。」とあり、極めて有効な教育的役割が期待されていることがうかがえます。

近年、子育て支援の観点からも、給食費（保護者負担分）についても無償化または一部公費負担を実施する自治体が増えていると感じております。福井県内の他自治体の状況はどうか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

県内で給食費を無償化している自治体は2町で、一部無償化している自治体としましては、第3子以降無償としている自治体が1市、令和4年度3学期のみ無償としている自治体が1町あります。

また、一部補助あるいは支援している自治体は9市町となっております。

なお、これらの自治体のうち、8市町が給食費を値上げ済み、または値上げを検討しております。

さらに、今年度の原油価格・物価高騰等に対応した県内各市町の取組としましては、県内17市町のうち、当町を含めた16市町で「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「自主財源など」を充当し、保護者負担の軽減を図るとしております。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

制度・方法、また規模は様々ですが、無償化及び一部無償化など、何らかの補助・支援等を行っている自治体が県内17市町のうち13市町あるということです。

それでは、国の教育費の無償化制度により、義務教育以外の高校・大学等の授業料に関しても無償化が進んでいます。これからの将来を担う人材を育てるためには、教育が保護者の経済状況に左右されることがないように、学校生活にかかる費用の全てをカバーできる制度が必要であると思われます。私は、せめて義務教育期間だけでも、教科書だけではなく、各教科に添ったノートや教材・制服・体操着・上履き・カバン等々に至るまで、教育にかかる全ての費用の完全無償化が望まれると考えています。

その中でも、町がすぐにでも取り組み、子どもたちの健康促進や家計への負担軽減など効果も大きく、既に他自治体での取組も見られる施策が「給食費の無償化・一部補助」などであります。

これからの子育て支援、また若い世代の定住促進を見据えている町としての方針、また町長の考えをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えをいたします。

平成29年度に文部科学省が全国1,740自治体を対象に行った実施状況の調査によりますと、小学校、中学校とも無償化を実施している自治体が76自治体で4.4%、小学校のみ無償化を実施している自治体が4自治体で0.2%、中学校のみ無償化を実施している自治体が2自治体で0.1%、一部無償化、一部補助を実施している自治体が424自治体で24.4%。全体の7割に当たる1,234自治体では、無償化や一部補助などの助成を行っておりません。

しかしながら、近年、食品等の物価の高騰で保護者の負担が増加していることから、幅広く子育ての世帯の家計を支える狙いで、人口規模が比較的大きい自治体でも公立小中学校の全児童生徒の給食の無償化に動き出している自治体も増えてきていると聞いております。

このような物価高騰が続く状況の中、通常の食材費として7,307万5,000円の予算を計上しており、このうち、教職員等を除く児童生徒1,125人分の食材費としては約6,180万円になっております。

この食材費を児童生徒1人当たりの平均の額にしますと、年間約5万5,000円になり、現在の給食費より約5,000円高くなっております。

この増額分につきましては、今年度は国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当し、対応させていただきましたが、来年度以降も同じような支援が継続されることは不確定でございます。

来年度以降に向けましては、国や県の支援などの動向を注視しながら、保護者の皆様の負担軽減などによる子育て支援・子育て環境の充実を図り、若い世代の定住促進にもつなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

国や県の支援などの動向を注視しながら、保護者の負担軽減などの子育て環境の充実を図るということでしたが、若い世代の定住促進につなげていくためには、国・県の支援を待たずして、他自治体に先じた行動をとれることが必要ではないでしょうか。

今回のような急激な物価の高騰に対応するために、少額でも給食費の一部補助制度を導入していただき、それを拡充することにより即時の対応を図るなど、保護者の負担に頼ることのない状況を普段からつくっておくことが子育てしやすい町という印象を持ってもらうことにつながるのではないのでしょうか。ぜひ、お願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

中学校部活動の地域移行の現状と展望について質問いたします。

令和4年第2回議会定例会（3月議会）の一般質問において、「中学校部活動の地域活動への移行について」私が質問しましたところ、町からは、「若狭町は県からのモデル校指定は受けていないが、外部指導者の育成や地域クラブとの協力など、持続可能な部活動の推進を図り、「若狭町教育振興基本計画」に基づき、国・県の支援策等の動向を注視しながら検討し進めていきたい。」といったお答えでありました。

その後、新聞・テレビ等のメディアからは、県内様々な地域で、モデル校であるなしにかかわらず、土、日の中学校部活動の民間クラブ移行への取組状況が頻繁に伝えられています。

また、来年度からは、福井県でも中体連主催の大会に民間クラブとしての登録・参加が認められる段取りが進んでいると聞いております。

そこで、質問です。

現在までの県内中学校の土、日部活動の地域移行への取組状況と、その地域住民から

の反応はいかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

まず、県内中学校の休日部活動の地域移行の取組状況ですが、既にモデル事業などとして取り組んでいる運動部は、福井市で剣道部の1競技、鯖江市で陸上部等の7競技、美浜町でボート部の1競技、文化部では、敦賀市で吹奏楽部となっております。

地域住民等からの反応としましては、より専門的な技術を指導者に指導してもらえるというメリットがある一方、これまで必要なかった活動にかかる会費など、保護者負担が必要となるといったデメリットも発生するというようなことを聞いております。

また、他市町の地域移行に向けた取組状況としましては、検討委員会を立ち上げた市町や競技団体に生徒の受入れ意向を調査した市町、関係学校と協議している市町などがあります。

令和5年度以降の予定につきましては、どの部活動を地域移行するかを検討する市町が多くなっております。その地域移行先としましては、既存競技団体やスポーツ少年団、統合型スポーツクラブを受入れ先の候補として検討している状況です。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

モデル校以外でも様々な取組が進んでいるようで、地域においても保護者を中心に興味を持って受けとめられているようです。

では、現在、若狭町では、土、日部活動の地域移行について、どれぐらいの相談があり、現状、こういった対応、取組を図っているのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

現在、中学校の休日部活動の地域移行について、保護者や地域住民から、来年度以降、中学校にある部活動を地域クラブ化するためにどのようにしていけばよいかという相談や、休日に競技団体として生徒を指導してもよいかという相談などを2団体から受けております。

なお、部活動を地域クラブ化したいという相談については、競技団体、学校、保護者、町教育委員会で課題やクラブ化への進め方について検討を行っております。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

現在、正式には2団体から相談を受け、学校、保護者等と課題について検討しているということでしたが、それでは、来年度から、中体連主催の大会への民間クラブとしての登録・参加が福井県でも可能になると聞いております。もしそうなった場合、若狭町として即時に対応ができるように準備はしているのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

来年度から、福井県中学校体育連盟主催の部活動の大会に地域クラブから参加できるかという点については、現在、正式な発表はありません。

日本中学校体育連盟主催の大会においては、本年6月に地域スポーツ団体等に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められているということを条件として参加が可能であると発表しており、現在、福井県中学校体育連盟では、地域クラブの参加について競技部会ごとに検討している状況だと聞いております。

競技によりますが、例えば、団体戦につきましては、学校部活動としてのみの出場を認めるが、個人戦については、地域クラブの登録として出場可能というように、同じ競技でも団体戦・個人戦によって出場区分が異なる可能性もございます。

また、福井県中学校体育連盟の正式な見解が発表される時期についても、現段階では分かっておりません。

町教育委員会としましては、国や県、中学校体育連盟の動向を注視し、中学校と情報の共有や協力をしながら、生徒が部活動の成果が発表できる中学校体育連盟主催の大会などに参加できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

福井県からの正式な発表はまだないということですが、答弁にもございましたように、スポーツ庁の意向により、日本中体連が全国中学校体育大会に民間クラブ所属の選手が出場できるよう、緩和した参加条件を決定したことが発表され、県中体連も検討に入っていることは、マスコミ等から伝えられております。

また、今月2日、先週ですね、日本中体連は、2023年度からの全国中学校体育大会に関し、総合型地域スポーツクラブなど民間団体に所属する選手の参加を全競技で認めることを決めました。これを各都道府県の中体連に通知しております。これを受けた各都道府県では、来年度に向けた対応をさらに進めることが予想されます。

福井県においても、いつ中体連の大会に民間クラブからの参加が可能になっても、現在、これに該当する生徒たちが誰一人取り残されることのない対応が準備されていることが重要なのではないかと思います。

それでは、最後に、中学校部活動の地域移行は教員の働き方改革の一環として始まったわけですが、この制度が確立されるまでの過渡期に、一番しわ寄せがくるとすれば、それは子どもたちであります。また、都市部と若狭町のような郡部では、スポーツクラブ等の民間組織の活動状況も学校生活を含めた生徒たちの生活環境も全く違うことは当然かと思えます。他自治体の動向を注視しても参考になるとは限らないことが多いのではないのでしょうか。若狭町独自の発想、取組が重要かと考えます。そういった点を踏まえて、この課題に対するこれからの町の展望をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、部活動の状況については、都市部と郡部では民間組織の活動状況も、学校を含めた生徒たちの生活環境も、全く違っております。

若狭町では、地区中体連や県中体連の動向、生活環境の比較的近い嶺南市町の状況を把握し、嶺南市町・中学校・競技団体等と協力しながら部活動の地域移行を進めていきます。

現段階では、令和4年度中に両中学校にモデルとなる部活動を選定し、令和5年度には競技団体等に休日指導をお願いしたいと考えております。

令和5年度中に休日の部活動を地域移行した場合の課題を洗い出し、競技団体、中学校、既に活動している地域スポーツクラブ等と協力して解決できる体制を整えていきたいと考えております。

また、令和5年度のモデル部活動の様子や課題を各競技団体などと共有し、国の目標とする令和7年度までに、休日部活動の地域移行ができるよう、指導者の確保や活動拠点となる団体の整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

現段階では、上中・三方両中学校にモデル部活動を選定し、令和5年度の休日指導を地域移行したいということでした。

また、既に現在、学校の部活動には属さず民間クラブで活動している生徒や、これからそうするであろう生徒に対する中体連主催の大会参加などのフォローも十分に考えてあげてほしいと思っております。

それから、もう少し先の状況として、ある程度、部活動の地域移行が進んだとき、学校として、そのスポーツ活動に平日も含めてどこまで関わっていくのか。また、この少子化の折、複数の学校の生徒が参加する組織となることも考えられます。それは歓迎されることかとも思いますが、そういった場合の学校としての対応はどう考えているのかなど、近い将来にわたった展望をお聞きしたいのですが、今はまだその事態にはないのかなとも思います。

この課題に関しましては、また来年度、再来年度とそのときの状況も併せ、お伺いする旨を申し上げておきまして、今回の私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時06分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

8番、熊谷勘信君。

熊谷勘信君の質問時間は、11時6分までとします。

○8番（熊谷勘信君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、12月定例会の一般質問として、「三

方湖におけるヒシ対策の取組について」、もう一点、「マイナンバーカード普及促進について」の2点について、町長の見解をお伺いします。的確な答弁をお願いします。

最初の質問、「三方湖におけるヒシ対策についての取組」についてですが、三方湖におけるヒシ対策は、ヒシの繁茂の兆候が見られた平成16年度から実施されています。台風などにより、ヒシが湖岸に堆積し、悪臭などの問題が発生したことから、除去が行われたこの後も、ヒシの著しい増大に伴い、若狭町、鳥浜漁港、(NPO法人)世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会が事業実施主体となり、国、県、町や地域住民によって、ヒシの刈取り作業が行われてきました。

本年も三方湖では、大量に繁殖したヒシの刈取り作業が行われましたが、予算範囲内での作業であり、刈取り方法や範囲も限られたため、三方湖の半分以上がヒシの刈取りができない状況でありました。

そこへ、9月上旬、台風の接近により、刈取りできなかったヒシが強風によって、三方湖から水月湖、菅湖、久々子湖まで、かなりの量が流され、護岸に堆積したヒシが腐り、大変な悪臭を放ち、三方湖では漁具の破損や、久々子湖で予定されていたボート競技も中止になるなど、大きな影響が出ました。

三方湖は日本農業遺産にも登録されましたし、三方五湖周辺はサイクリングロードが整備され、レインボーラインに訪れる観光客も多くなっている今日、ヒシによる景観の悪化によって、三方湖一帯のイメージダウンにつながることを危惧されます。ヒシが湖面に姿を現すのは6月頃で、発生するヒシの量は毎年異なりますが、この頃からヒシの刈取りが始まります。しかしながら、全てのヒシを刈り取るまでに至らず、残ったヒシが悪臭や景観への悪影響を与える、こうした状態が毎年繰り返されています。

刈取り方法も、水草刈取り船を用いた「機械刈り」や小型船舶を用い、湖底にはわせたワイヤーでヒシの茎を切断する「ワイヤー刈り」、人力で除去する「手刈り」など、各種の手法によって対応されてきました。

平成30年度からは福井県によるヒシ対策事業が実施されておりますが、今年で計画の5年が満了することになっております。県の事業が終了した後のヒシ対策はどうなるのか、地元漁業関係者も大変心配しております。

県への重点要望には、三方湖の「ヒシ対策」を組入れ、景観や住環境の面から、今後のヒシ対策を講じるよう強く要望いただいております。

そこで、今後のヒシ対策について、町長の見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えをいたします。

三方五湖につきましては、ラムサール条約に基づく登録湿地として、平成17年に指定され、国際的にも重要な湿地として、三方五湖自然再生協議会を組織し、地元住民の皆様や研究者、関係団体、行政などが一丸となって自然再生に取り組んでいるところでございます。

議員御質問の三方湖に自生するヒシにつきましては、湖の浄化作用の反面、繁茂し水中で枯れることによる水質の悪化や腐敗臭による住民生活への影響など課題も多くあることから、平成28年には、当協議会の外来生物等対策部会において、三方湖のヒシ対策ガイドラインを策定するとともに、急速に広がるヒシに対応するため、平成30年度から、福井県によるヒシ対策事業として、毎年、ワイヤーを活用したヒシの刈取り事業が実施されてきましたが、いまだヒシの分布範囲の縮小や低密度での生息管理までには至っていないのが現状であり、地域からは、継続した対策を切望する声も多く上がっております。

また、今年9月6日には、当地域に接近した台風11号の波浪の影響により、刈り残された大量のヒシが流出し、三方湖や下流である水月湖、菅湖の湖岸に堆積して腐敗臭を放つなど住民生活への影響や久々子湖にも流出し、ボート競技が延期されるなど社会的な影響も発生していることもあり、福井県によるオイルフェンスの設置や多量に集積しているヒシの撤去作業などの対応も行われたところであります。

撤去作業などに御協力をいただきました皆様方には改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

このような状況から、地域住民の皆様の住環境の向上、さらには新幹線開業に伴い増加する観光客への名勝地としての良好な景観の保全を確立するために、福井県の杉本知事をはじめ櫻本副知事、安全環境部など関係機関に対し、これまでのヒシ対策の実績や成果を踏まえまして、低密度での生息管理に向けたさらなる有効的な対策を講じていただくことを強く要望してまいりました。新年度からの事業継続に向け、前向きに検討していくとの御回答もいただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

三方五湖を含む本エリアは、福井県の中でも核となる景勝地であり、北陸新幹線敦賀

開業を控える今、良好な景観を保全することが大事であると考えています。県との強い連携によって、引き続き有効な策を講じていただくようお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてお伺いします。

6月7日、経済財政運営と改革の基本方針が閣議決定されました。岸田総理は、成長戦略として、人材育成、新興企業支援、科学技術の振興、脱炭素、デジタル化の4本柱を掲げられました。

また、デジタル社会への形成に向け、政府全体で着実に推進し、2022年度末には全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとして、総務省は、自治体DX推進計画を改定し、デジタル人材の確保、ネットワーク強化やマイナポイントの活用など、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進すると言われて

います。しかしながら、現状では、マイナンバーカードの発行は義務ではなく任意とされており、任意である以上、どうしても発行するスピードが加速しないのは仕方がないと推測します。2022年10月19日時点での全国の普及率は50.1%に到達したとの報道があります。そこで、若狭町におけるマイナンバーカードの現在の交付状況について伺います。

また、現在、県内17市町の中でどのあたりに位置しているのかも併せて伺います。

そして、会計年度任用職員を含めた職員の取得状況についてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えします。

令和4年11月27日現在、若狭町のマイナンバーカードの申請率は72.61%、交付率は61.86%です。この数字は、全国平均の申請率67.18%、交付率53.49%と比較して5%以上、上回っています。

県内での順位は、申請率、交付率ともに17市町中3番目となっております。

会計年度任用職員を含めた職員のマイナンバーカード取得状況につきましては、令和4年9月末時点での総務省調査への報告数で申し上げます。

258人中242人が取得済みで、93.8%の取得率となっております。

○議長（今井富雄君）

熊谷勸信君。

○ 8 番（熊谷勸信君）

いまだに発行手続をとっていない方の中には、「個人情報漏えいのリスク」「セキュリティへの不信感」や「銀行口座とのひも付け」への不安などによって、絶対につくらないと決めている方がいる一方で、マイナンバーカード発行に必要性を感じておらず、必要性を理解した上で発行しようと思っている「様子見」の方も多く存在しているとも感じております。

国は、マイナンバーカードの普及促進のため、カードの取得、健康保険証としての利用、公金受取り口座とのひも付けの条件に応じて、最大で2万円相当のポイントが付与される第2弾のマイナポイント事業を始めました。

そこで、本町の普及に向けた、これまでの取組とカード申請受付の課題などについて伺います。

併せて、マイナポイント第2弾開始後は、事業開始前と比較して、どの程度増えているのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、これまでの取組についてお答えします。

カードの取得促進の広報といたしましては、国のマイナポイント事業や県の「マイナでうマイナキャンペーン」、若狭町役場三方庁舎、上中庁舎でマイナンバー専用の日曜窓口を開設していることなどを「広報わかさ」や全戸配布、行政チャンネル、ホームページ、音声告知放送などで広報しています。

令和3年2月からは、マイナンバーカードを利用してコンビニで住民票と印鑑証明を取得できるようになりました。

また、マイナンバーカードの申請受付を、コロナワクチン接種会場や特定健診、選挙の期日前投票所の入り口などで行いました。

町内の各事業所へ出向いて出張申請を行い、日中、仕事で役場へ来庁できない方にも申請していただく機会を設けました。

今年度は、これまでの活動に加え、地区公民館7か所や高齢者施設の入所者を対象にした出張申請などを実施しております。

今後の課題といたしましては、御自宅から出かけることが困難な方への申請受付を御本人や御家族の意向をお聞きしながら丁寧に対応していくことと考えております。

マイナポイント第2弾につきましては、マイナンバーカード取得で5,000円分、

保険証として利用申込みすると7,500円分、公金口座受取口座を登録して7,500円分、最大で2万円分がキャッシュレス決済サービスにポイントとして付与されます。

保険証利用と公金口座分のポイント付与は今年6月30日から始まり、マイナンバーカード申請を12月31日までにされた方が令和5年2月末日までにマイナポイントの申請ができるものです。

令和4年6月末日から令和4年11月27日時点で比較しますと、申請率で19.0%、交付率で15.1%増加しております。

県内順位で申し上げますと、17市町中7番から3番へ上がっており、マイナポイントもマイナンバーカード取得の後押しとなっていると考えます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勸信君。

○8番（熊谷勸信君）

国は、自治体ごとのマイナンバーカードの交付率を地方交付税の額に反映させる方針を打ち出しております。こうした背景には、2022年度末までに全国民に普及を目指し、マイナンバーカードの普及を強力に推し進めていることがあります。

そこで、町として、普及に向けた取得の強化を今後どのように進め周知していくのか、お伺いします。

また、高齢者への取得支援についての考えがあれば、併せてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

今年10月、国は、令和6年秋に現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードと保険証の一体化を検討する方針を打ち出しました。

この報道以降、マイナンバーカードに関する問い合わせは増加しており、町民の関心が高まっている機会を利用して、マイナンバーカードの取得促進を強化したいと考えています。

取得促進の取組としまして、マイナンバーカード取得者全員に1人5,000円の「わかさハッピー商品券」を令和5年1月中旬以降に配布します。令和5年3月31日までにマイナンバーカードの交付を受けた人が対象です。

現在、申請から交付までに約1か月程度かかりますので、早めに申請していただくよう勧奨してまいります。

申請受付を強化するため、役場へ来庁することが困難な方や自分で申請することが難

しい高齢者の方などもマイナンバーカードの申請をしていただけるように、全集落を対象に職員が出向いて、集落センターなどで申請受付を実施いたします。

1月27日から1月30日にかけて、平日の夕方5時30分から夜8時頃まで受付をします。

各集落には、区長様を通じてチラシの回覧や音声告知放送などで日の御案内をいたします。

マイナンバーカードを交付するために必要な書類を申請時に全てお持ちいただくことで、役場へ来庁することなく、でき上がったマイナンバーカードを御自宅へ郵送できる手続で行います。

また、寝たきりなどで家から外出することができない方には、直接、職員が御家庭に訪問し、写真撮影や申請を受け付けるような対応も考えており、今後、広報活動を進めてまいります。

マイナンバーカードの取得促進につきまして、職員一丸となって進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ウイズコロナ時代の新たな社会・経済を創るため、DXを推進し、行政サービスの向上のために、マイナンバーカードの取得はDXとも深く関わっていくことと思います。

そこで、最後に、若狭町として、今後、マイナンバーカードをどのように利活用するのか、町のDXの推進の方向性と併せてお考えをお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは顔写真付き本人確認ができるもので、マイナンバーカードを利用してコンビニで住民票と印鑑証明書を取得することができます。

若狭町では、令和3年2月からコンビニでの交付を開始し、毎月40件程度の利用がございいます。

また、顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関や薬局でマイナンバーカードを保険証として利用することができます。

現在、町のDX推進として、各種の申請をオンラインで行えるようにシステムの構築

を進めており、令和5年2月から、ワンストップでの住民票の転出転入手続を行うことができるようになります。

また、介護・子育て関係の手続のほか、各種の申請業務をオンライン申請で行えるようにシステムの構築を進めております。

その際の本人確認にマイナンバーカードを御活用いただくこととなります。

また、体育館やグラウンド、公民館などの公共施設の予約につきましてもオンラインから行えるように施設予約システムへの登録を進めております。

町民の皆様の御協力により、申請率や交付率の順位も上位に上がっております。このことにつきましても、御協力に対し感謝申し上げますとともに、順位だけを追うのではなく、今後も情報漏えいの防止やセキュリティなどの安全性を確保し、マイナンバーカードを普及促進することにより、これからの町民の皆様の利便性向上と事務の効率化に寄与するとともに、DX・デジタルトランスフォーメーションやデジタル化のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

何点かお伺いをしましたが、一人でも多くの町民が取得していただいて、安心・安全、町の活性化につながりますことを念じまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

3番、西村 毅君。

西村 毅君の質問時間は、11時43分までとします。

○3番（西村 毅君）

お疲れさまです。通告しておりますとおり、空き家の減少に向けて質問させていただきます。

3月議会の一般質問で、島津議員より空き家に関して質問されておりました。その際、

触れておられなかった部分、特に空き家を減らすことに関して、今回、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

今、空き家問題は大きな社会問題となっています。空き家が増加する原因としましては、まず少子高齢化に加えて人口の都市への一極集中による田舎の人口減少が最大の要因です。まさに若狭町においても、ここ10年、毎年200人を超える人口が減り続けています。

次に、住宅の新築志向にあると言われており、今後もその傾向は続くと言われています。

そして、空き家が増えるもう一つの理由が相続です。世帯人数が年々減少し、子どもたちはそれぞれ独立して家を持ち、生まれ育った実家を相続はしても住宅としては活用しなくなってきています。中には、相続の手続をせずに放置したため、今となっては相続人の確認自体ができなくなってしまっているものも散見されます。

そして、空き家が増えることの問題点として、空き家は、倒壊等による身体的な危険がある。

二つ目に、犯罪者が住み着くなどの防犯上の危険がある。

さらに、3点目に、有害鳥獣が住み着くことによる衛生上の危険があるなど、近隣住民にとっての不安要素となっています。

では、現在、町内の空き家の数はどれくらいあるでしょうか。

平成22年の調査で258件あったものが、令和3年8月、昨年8月の時点では366件に108件増加しているということです。平成22年から令和3年まで12年間で108件増加している、つまり毎年約10件の空き家が増えていることになります。

そうしたら、今年の空き家数はどれくらいかというところが気になります。今年の夏に空き家の実績調査をされたと思いますが、今年の調査結果はいかほどでしたでしょうか。さらに、その結果を受けて、どのように受けとめられておられますか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、西村議員から、今年の空き家調査の結果につきまして御質問いただきましたので、お答えを申し上げます。

今年の空き家調査につきましては、町内89集落を対象に8月に実施をさせていただきました。

調査の結果といたしましては、429件が空き家として御報告いただき、昨年度の調

査結果と比較しますと、63件が増加し、年々増加傾向にあります。

今回の調査による空き家の状態別の件数では、状態が不明の空き家は34件で、昨年度より18件減少し、廃屋など今後の活用が難しいと思われる空き家が131件で、昨年度より18件増加しました。

また、管理されている空き家が264件と昨年度より63件増加しており、空き家問題にとりまして、この管理されている空き家の継続した管理や再利用が重要であると考えております。

空き家になり時間が経過しない間に賃貸や売却をしていただいたり、また、老朽化し、今後の活用が見込めない場合には、除却をしていただき、安全の確保を図っていただくなど、今後も空き家情報バンクへの登録斡旋や除却に対する補助金などの周知とともに空き家の適正管理をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。今年8月の調査の結果、空き家は429件で昨年から63件増えているとの結果でした。1年間で15%増えていることになります。

私の身近な集落内を見回してみても、高齢者のひとり暮らしの家も数軒以上、思い当たります。これも将来の空き家予備軍として、すぐそこに待っているのかなと感じます。この伸びでいきますと、限界集落、まだまだ、よそ事と思っていましたが、いよいよ我が事になってきたのかなというように感じます。

次の質問です。

さらに、空き家問題の難しいところは、建物が私有財産であるということところです。本来、建物（家屋）については、個人の所有であり、一般的には登記された方のものです。建物は、所有者が建てて住んだり、また空き家になれば貸したり、朽ちてくれば壊して更地にしたりということになりますが、それはあくまで所有者の責任で行います。

しかし、空き家になって倒壊や降雪時の落雪の危険があるなど、きちんと管理されていない危険家屋は、まず、当然、所有者が対処することになります。しかし、所有者が近辺にいないとか亡くなっているといった場合は、その所有者やまたは相続人へ対処することを要請していくことになると思いますが、町としてどのように対応されているのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

危険な空き家に対する所有者などへの対応についてお答えいたします。

若狭町では、老朽化などにより倒壊し、または破損するおそれがある危険な状態の空き家で、人の生命や身体、財産に被害を及ぼすおそれがあり、その中でも特に著しく周囲への危険がある、または衛生上有害であったり景観を損なっている空き家については、若狭町空家等対策協議会において「特定空き家」に認定し、所有者に対して、危険状態の解消に向けて指導、措置を行うこととなっております。

若狭町では、現在までに延べ8件を特定空き家として認定しており、このうち3件の空き家が指導のもと、除却されております。

今後につきましても、空き家の発生を抑制する施策と利活用の施策を積極的に進めるとともに、危険な空き家については、所有者に対して、適切な指導とあわせ除却補助をお知らせしながら、空き家の増加抑制に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。崩れかけてどうしようもなくなるころまでいくと特定空き家に認定される。過去に認定したものは8件、その中で除却済みのものは3件あるということでした。

429件の空き家のうち認定は8件、実際は特定空き家に認定するかどうか、すれすれのものもあると思います。早めの対応を進めるためには、特定空き家の認定ももう少し進めることも必要ではないかなというふうに思います。

次の質問です。

固定資産税について質問させていただきます。

令和3年度末で366件もの空き家があります。その中には持ち主が遠方におられる方もあるかと思えます。また、持ち主の分からない、不明だというものはございませんか。また、相続人がいない場合はどのような処理になっていますか、お尋ねします。

併せて、固定資産税の額が決まれば、徴収手続をされると思いますが、送付先の住所が分からないものとか、送ったけれども、宛先不明で返ってきたというようなものはありませんでしょうか。

そして、もう一つ、空き家として把握している中で、固定資産税が未納のものはどれぐらいありますでしょうか。未納の件数とその未納の額、併せて、その未納の方に対しての徴収のアプローチはどのようにされていますか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

西村議員から、空き家の固定資産税に関する御質問をいただきました。税務住民課としましては、課税する上で空き家かどうかの区別はしておりませんので、一般的な事項としてお答えします。

固定資産税では、持ち主の分からないものはございません。

また、固定資産税の納税通知書は納税義務者に送付しております。納税義務者が死亡等されている場合には、必要に応じ、相続人調査などを行っております。

その結果、相続人が存在しないことが判明したものを除き、現在のところ、送付先の不明なものはございません。

また、相続人が存在しないことが判明したものにつきましては、課税対象者がおらず、課税自体が無効となりますので、課税しておりません。

次に、総合政策課から情報を得た令和3年度366件の空き家について、固定資産税未納のものを調べたところ、7件ございました。この7件の納税義務者の固定資産税未納額は59万2,500円です。

未納分につきましては、納期限を20日経過した後に督促状を送付し、それでもなお未納となる場合には、催告書を送付して、完納いただけるよう努めております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。税務住民課として、空き家かどうかの管理はしていないということで、そのとおりです。わざわざ調査をしていただき、ありがとうございます。

持ち主不明の空き家はないということですが、相続人がない場合は、課税自体が無効になってしまうということで、つまり相続人のない空き家が発生すれば、管理されない空き家が増えていくということにつながってくるということになります。

税務住民課の徴収業務は町の行政運営の要であります。空き家に限らずですが、未納額の減少に向けて、さらなる努力をお願いしておきたいと思います。

次の質問です。

空き家を増やさないためには、新たな空き家をできる限り減らすことが大切です。今は高齢の親が1人で住んでいて、亡くなったときに、相続する息子は既に都会に持ち家がある、そういう例はよく聞きます。このような場合もほとんどは空き家になるのかな

と思います。

息子さんが定年後に帰ってくるのか、甥や姪が住むとかを決めておられる方はまだいいですが、どうするか分からない、また特に考えていないようなときには、とりあえず空き家で様子を見るということになります。そして、そのままずるずる何年もたってしまうという事例がほとんどではないでしょうか。

やはり基本は、相続をされる方がどう考えるのが鍵となると思います。この場合、息子さんが問題意識を持っていて、前向きに何とかせんとあかんと思うような気づきといいますか、PRも必要だと思います。このような取組はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

相続人に空き家に対する問題意識を持ってもらうための取組についてお答えいたします。

増加する空き家問題を解決するためには、空き家になる前に相続の整理等を行い、除却や活用について検討しておくことが重要でございます。

若狭町では、令和2年度より、司法書士による無料法律相談窓口を設置し、特に相続についての問題解決に向けた取組を行っております。

さらに、毎年、お盆の帰省時期に合わせて、空き家だけではなく、空き家になる前の家屋についても、司法書士、建築士、宅地建物取引士などの専門家に相談できる「空き家の無料相談会」を実施し、本年度は8組の方が相談に来られるなど、空き家の発生を未然に防ぐ取組として実施しております。

また、空き家問題を解決するためには、行政の空き家対策だけではなく、地区や集落が空き家を問題として認識し、問題解決のために自ら行動していただくことが重要となります。

現在、進行中の各集落の第3次集落計画でも、全ての集落において、空き家に対する課題や今後の取組が掲げられ、実行していただいているところでございます。

今後も引き続き各集落と連携した取組を行い、町の将来を担う若者にも空き家を自身の地域の問題として認識していただき、持続可能な地域づくりに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。無料相談会は非常によい取組だと思しますので、ぜひまた今後も続けていただきたいと思います。

地区や集落の方への意識づけも大切ですし、また、住民からの相談についても親切な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問です。

平成23年度に空き家バンクが設置され、昨年度末時点で、それまでに104件の空き家が登録され、そのうち77件が成立した、成立率が74%になりますが、また、直近3年では、21件の空き家が登録され、その21件のうち15件については賃貸もしくは売買が成立したということで、ここも71%が成立ということでございました。

つまり、空き家バンクに登録すれば、7割強の確率で売れたまたは貸せたこととなります。この7割というのはすごい数字だと思いますが。まずは、この「空き家バンク」への登録までの流れはどのようになっていますか、お伺いします。

次に、7割の成約率があるのに空き家バンクの登録は443件のうち104件の登録、登録率としては約23.4%になりますが、ここで、登録率が4分の1に満たないというのはなぜだと思われませんか、お伺いします。

併せて、所有者に売る気も貸す気もないという方には、今、空き家バンクを知ってもらふ必要はないかもしれませんが、こういう空き家バンクの存在を知っていたらもっと早く売っていたのにとおられると非常に残念です。売りたいとか貸したいとか思っている方の希望がかなえられるように、そして、知らなかったといった方をなくすためにも空き家バンクを知っていただく活動も必要かと思ひます。空き家バンクのPRはどのようにされていますか。

以上3点、空き家バンクについてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

初めに、空き家情報バンクへの登録までの流れについて御説明申し上げます。

平成23年度に、若狭町では、空き家を利用したい方に活用可能な空き家の情報を提供する「空き家情報バンク」を作成し、ホームページで公開して、空き家所有者と、これを購入や賃貸したい方とのマッチングを進めております。

特に空き家の登録については、ホームページ等をご覧になった空き家所有者から直接登録される場合や、集落などからの情報を基に、町からお勧めして登録される場合など

様々な流れで登録をいただいております。

次に、空き家情報バンクの登録率についてお答えします。

若狭町が把握しております空き家については、常時不在であるが、定期的に管理されている家もあれば、管理者不在で倒壊のおそれがある家までございます。

この中で、老朽化し活用できない空き家や、所有者に思い入れがあり人に渡したくない空き家などは、空き家情報バンクに登録されない傾向にあり、このようなことを踏まえますと、昨年度の調査の数値ですが、把握している空き家全体の23.7%が空き家情報バンクに登録されていることは、決して低い数字であるとは考えておらず、今後、空き家の活用をさらに促進させるためにも空き家情報バンクへの登録を推進するなどして空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家情報バンクを知っていただくためのPR方法についてお答えします。

このPR方法としましては、ホームページや広報紙によるお知らせのほか、空き家相談会においても空き家情報バンクの制度を周知しております。

また、毎年の集落ヒアリングの際には、各集落の区長や役員の方々と町の担当課が空き家の情報交換を行っており、特に空き家所有者とのつながりが深い地元の方々に御協力をお願いし、空き家所有者に登録を進めていただいているところでございます。

併せまして、各集落から提供いただいた空き家情報を基に、町では、その所有者に対しまして、空き家の利活用に関するアンケートを実施する予定で、その際にも空き家情報バンクの制度を周知させていただく予定です。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。空き家バンクへの登録も一生懸命やっているという答弁でございました。

空き家の所有者に対してアンケート調査を予定しているという答弁がございました。一歩進んだ取組だなと思いますし、結果がまとまれば、ぜひ教えていただくようお願いをしておきたいと思います。

次の質問です。

以前の答弁の中に、「空き家は、倒壊による身体的な危険があるだけでなく、犯罪者が住み着くなどの防犯上の危険、有害鳥獣が住み着くことによる衛生上の危険など、近隣住民にとっての不安要素となっております。」と町長は答弁をされています。

この答弁は、管理が十分にできていない空き家についての近隣住民側並びに行政側か

ら見た、不安要素、デメリットであると言えます。

では、逆に、空き家を持っている所有者から見ての不安要素、デメリットについてはどのようなものがありますか。

さらに、ペナルティ的なものもあれば、併せてお願いします。

加えて、そのペナルティがあれば、そのことをPRされていますか、されているのであれば、どのようにされているのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

管理できている空き家の所有者から見た不安要素やデメリットについてでございますが、所有者それぞれの考え方があり、不安に思うことも、人によってはそう思わない方もいらっしゃいますので、一概には言えませんが、適正に管理されている状況であれば、所有者にとっては、その間、不安要素やデメリットは特にないのではないかと考えております。

また、空き家の所有者に対するペナルティについてでございますが、適正に管理されている場合にはペナルティはございません。

しかし、特定空き家であって、町から除却や修繕など生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言や指導があったにもかかわらず、なお状態が改善されず、再度、必要な措置をとるよう勧告がなされても、その措置を取らず、さらに勧告に係る措置が命令されても、その命令に違反した場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定によりまして、50万円以下の過料が課せられることとなります。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

適正に管理されている空き家についてはペナルティ的なものはないと、よほどひどい状況になり、特定空き家に指定されると過料を受ける場合もあるということでした。

次です。一般的に住宅用の土地の固定資産税は、空き家でも建物が建っていると、宅地の面積にもよりますが、住宅用地特例によって6分の1となっているということです。この空き家を取り壊して更地にすると、その6分の1の減額はなくなるので、見かけ上は6倍になります。

片や老朽化した危険家屋については、撤去費用には補助金を出す制度があります。これでは、空き家を放置して、ずっと固定資産税を安くしておき、その上で最後に補助金

をもらって解体するという、つまり行政が空き家の増加を懲罰しているようにも見えなくもありませんが、町としての見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

空き家の除却に係る補助の内容といたしまして、老朽化などにより、倒壊または破損するおそれがある危険な状態の空き家で、人の生命や身体、財産に被害を及ぼすおそれがあるものを「老朽危険空き家」として、除却費用の3分の1、50万円を上限に補助しております。

また、老朽危険空き家までには至りませんが、外壁や屋根に損傷のあるものを「準老朽空き家」として、除却費用の3分の1、30万円を上限に補助しております。

この補助事業の目的は、空き家の放置を助長するものではなく、現時点で既に危険な状態で活用できない空き家を少しでも早急に撤去し、安全を確保していただくための支援としてつくられた事業でございます。

議員御指摘のとおり、数十年間、空き家を放置し、相当に老朽化が進行すれば、今の補助制度があると仮定しますと、除却の際に補助金を受けられることにはなりません。しかし、その間には倒壊や破損するおそれがあり、生命や身体、財産に被害を及ぼすことも考えられ、被害に対して所有者は責任を問われることとなります。

また、特定空き家の所有者には、町から周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言や指導を行い、それでもなお状態が改善されない場合には、勧告をすることができ、この勧告がなされた場合には、地方税法の規定に基づき、固定資産税の住宅用地特例の対象から外されます。

具体的には、その空き家に係る敷地で、小規模住宅用地の場合の200平方メートル以下の部分に係る固定資産税額を算出するための評価額を6分の1に減額する措置や、一般住宅用地の場合の200平方メートルを超える部分に係る評価額を3分の1に減額する措置が解除されることとなります。

このように、空き家の放置は、事故などによる所有者の責任発生や固定資産税評価額の減額措置の解除など、現状より不利になることが考えられますので、空き家に関しましては、放置することなく、適正な管理や新たな活用、あるいは早々の除却をしていただくよう広く周知していきたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

空き家を放置し、老朽してきて、特定空き家に指定され、勧告を受けると、6分の1の減額措置から外れることになるということが分かりました。

こういった空き家所有者から見たデメリットももっとPRしてもよいのではないかと思います。

続いて、地域の取組について伺います。

前回の過去の答弁で、地区や集落が空き家のことを問題として認識し、問題解決のために自ら行動していただくことも重要と考えておりますとの答弁がありました。

私、熊川に住んでおりますので、熊川の例を申しますと、熊川宿の伝建地区内の場合、まちづくり委員会が空き家所有者と折衝する中で、担当課と連携をして訪問などを行い、交渉を行っている場合もあると聞いています。それ、熊川以外で同様の事例はありませんか。もし、ない場合は、集落からそういった希望があれば、対応は可能かどうか併せてお願いします

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

熊川区の活動につきましては、若狭熊川宿まちづくり特別委員会が中心となって、近年、多くの空き家がオフィスや店舗になるなど、熊川宿が年々活気を取り戻し、地域の空き家減少に向けたすばらしい活動を行っていただいていることは承知しており、まさに自らの問題として取り組んでいただいていることに感謝しております。

昭和56年に、この委員会の前進であります「熊川宿町並みを守る会」が誕生し、以来41年間という長きにわたり、熊川宿の町並みを守り続け、近年では、空き家を活用していこうという姿勢はほかの地域の見本となる取組でございます。

このように、熊川宿が先進的に活動されている背景には、熊川宿内の「まちづくり憲章の制定」など、長きに渡る経験と歴史があって成り立っているもので、現在、熊川宿ほど先進的に空き家の活用に取り組んでおられる集落はございませんが、各集落では、第3次集落計画を推進されている中で、それぞれ今後の空き家に対する取組も計画されており、地域の特色や地域性に応じて空き家対策が進められていくものと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。第三次集落計画を進めていく中で、空き家の問題について、ベースの部分については、それぞれの区にやってもらうというふうに聞こえました。そのベースをされた次の動きについては、町としても、もっと積極的に関与していただくようお願いしておきたいと思います。

熊川の場合、毎年、区に対して、土地の所有者の方に協力金のお願いと同時に、熊川の近況をお知らせしたり、機会あるごとに、まちづくり委員会で持ち主と連絡を取りながら所有者の心境の変化を確認するようにされていると聞きました。

都会に住んでおられる所有者の第二世代にとっては、田舎のことなどどうでもいい、少しでも高く買ってくれるところを探すと外国資本への売却を検討されている方もおられるようです。こういった場合でも、お話ができるつながり、パイプがあれば話を聞いて、踏みとどまるように説明をすることもでき、ひいては売却を防げるという場合もあります。このように空き家所有者と地域や行政の間に話のできるパイプがあれば、双方の距離も近くなり、物件の活用や流動化が活性化すると思われれます。

そこで、町として、主体的に空き家所有者とのコミュニケーションはとっておられますでしょうか、また、その連絡を取り合うためのパイプはありますか、お伺いします。

併せて、交渉の成否は所有者の考え方が第一です。相手との人間関係にも大きく左右されます。その人間関係は簡単にはつくれません。今ある細い糸を大切にしながら太いパイプに育てていく必要があります。

まちづくり委員会に聞くと、「そういった動きをする際に、町職員の同行があれば、所有者からの信頼度は格段に上がり、よい方向に進みやすくなることが多いので、今後とも協力をお願いしたい。」との意見を聞きました。そういった要望があった場合、町として協力する考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

町が主体に空き家の所有者とコミュニケーションをとっているのかとの御質問についてお答えします。

空き家は、あくまでも個人所有物件のため、危険を及ぼすような状態でない限り、町から所有者に対して、直接、活用などを促すことはいたしません。集落などから空き家情報をいただき、所有者の方が活用などを考えたいという場合においては、空き家情報バンクへの登録などについて、積極的に連絡を取り合っております。

また、空き家情報バンクを設置してから12年になろうとしておりますが、空き家情

報バンクを介し、これまで延べ80件の空き家が再び活用され、このマッチングの成功には、空き家所有者とのたび重なる連絡調整など、町が主体的に取り組んできた結果と考えております。

また、所有者との交渉において、町職員の同行を求められた場合の協力に関する質問についてでございますが、空き家情報バンクに登録された物件にあつては、所有者と活用したい方との連絡調整役として積極的に関わってまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。答弁の最後に、空き家バンクに登録された物件には積極的に関わるとありました。当然、全ての空き家に同じように取り組むのは無理ですので、ターゲットを絞り、重点思考での取組もよろしくお願いします。

ここまでの質問と答弁から、空き家を減らすには、7割がマッチングに成功していません空き家バンクに登録することが一番の早道かと思います。そのためには、空き家の持ち主にその存在を知ってもらい、登録しようと思ってもらうことが必要です、ぜひ、先ほど税務住民課の税徴収のお知らせの送付と一緒に、例えば、総合政策課の空き家バンクの通知を同封して送るとか、そういったいろんな考え方をまた今後も検討していただきたいと思います。

空き家問題も社会問題化し、全国的に今後も増えていく一方です。地域からの小さな声、小さな動きにも真摯に寄り添っていただくことで、空き家の減少につなげていただきたいと思います。そして、ひいては、住みよい活力のある若狭町に向けて、これからも努力していただくようお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時28分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、12時28分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、お疲れさまです。公明党の川島です。

通告書に従い、大項目で3点、質問をさせていただきます。

1点目は「新型コロナウイルスワクチンの接種状況について」、2点目に「子育て支援について」、3点目に「18歳成人への消費者被害防止施策の推進について」でございます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしく願います。

それでは、1点目、「新型コロナウイルスワクチンの接種状況について」お伺いをします。

新型コロナウイルスは感染拡大を続け第8波に入ったようです。新たな変異株も確認されているようですし、年内にピークがあり、年明けにもピークが来ると予想する専門家もいます。

県内直近の感染状況ですが、10歳以下、10代と30代、40代の方が多いです。全国的にオミクロン株対応ワクチンの接種が急がれていますが、なかなか進んでいないようです。第7波が終わりコロナの収束かと感じた方々がワクチン接種を敬遠し始めたからとの見方もあります。「喉元過ぎれば熱さ忘れ」ではないでしょうが、油断するとすぐに拡大するのが新型コロナウイルスの怖いところです。引き続き基本的な感染対策をとって予防に心がけたいです。

質問に入ります。

最初に、本町の新型コロナウイルスワクチン接種状況について、年代別の接種率を教えてください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員からの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にも新規感染者数は増加傾向にあり、医師・専門家の中でも「第8波」に入ったとの認識を示されており、県内においては、1日当たり800人を超える報告が続いております。

これから年末年始に向け多くの人が集まる機会や人の移動が増えると思いますが、社会活動・経済活動を両立させていくためには、引き続き、3密を避け、マスクの着用や小まめな手洗い、換気の徹底等を実施していただくとともに、オミクロン株に対応したワクチン接種を推進していくことが重要であると考えております。

従来ワクチンと比較して、オミクロン株に対応する重症化・感染・発症予防効果が

それぞれ強いことが期待されておりますので、これまで同様、早期の接種に御協力賜りますようお願いいたします。

なお、当町の状況につきましては、健康医療課長から答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えいたします。

12月1日現在、県が発表しております当町の接種率ですが、12歳以上の1回目接種率92.0%、2回目接種率91.7%、3回目接種率86.0%となっております。県全体の3回目の接種率は76.3%となっております。

年代別接種率については、3回目の接種率を申し上げます。

12歳から19歳までの接種率は73.4%、20歳代では77.9%、30歳代では73.1%、40歳代では84.9%、50歳代では90.2%、60歳以上では93.7%となっております。

4回目の接種については、主に60歳以上の方が対象となっており、当町の接種率は86.3%です。

県全体の接種率は78.3%です。

また、5歳から11歳までの接種率は、1回目、35.8%、2回目、34.7%、3回目、23.8%です。

県全体の接種率は公表されておられません。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。5歳から11歳までの数値が気になるころではありますが、強制はできませんが、特別な理由がない限り接種をしていただけることを願います。

次の質問です。

全国的にオミクロン株対応ワクチン接種が低迷しているとの報道がありましたが、本町はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、進めております、オミクロン株対応ワクチン接種対象者は、2回接種してから3か月が経過した方が対象となっております。

12月1日現在の当町の対象者数は1万1,756人、接種率は26.9%となっております。

県全体の接種率は22.9%です。

当町では、ただいま60歳以上の方の接種が進んでおりますので、接種率は今後、上がってこようかと思えます。

現在、集団接種や医療機関での接種を勧めておりますが、既にコロナウイルスに感染したり、接種を希望しないという風潮も見受けられます。

ワクチン接種をすることで重症化を予防できることを伝え、今後、接種勧奨をしていく予定をしております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。本町ではそれほど低い数値ではなさそうなので、安心をしました。

次に、0歳（生後半年）から4歳へのワクチン接種についてお伺いします。

接種対象者及び御家族への周知方法はどのようにされましたか、また、その接種状況についてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

全国では、6か月から4歳までの年代の方も新型コロナウイルスに感染し、重症化しているという状況があり、この年代の接種も承認されました。

当町では、12月現在の対象者422人に対して、保護者へ接種券と予約の案内、国から出されているワクチンの効果や安全性、ワクチンの説明についての情報を御案内しております。

11月16日から3週間ごとに指定の医療機関で接種を開始しております。現在は26人の方が接種を完了しております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。御家族の方がワクチンの安全性についてよく検討された上で、なるべく多くの方が接種をしていただけるよう、引き続き広報をお願いします。

次の質問に移ります。

本町の集団接種における接種後の対応についてお伺いします。

国内では、ワクチン接種後の待機中に接種した方が体調不良を訴えられ、お亡くなりになったとの報道がありました。本町では、ワクチン接種の待機中に接種された方が体調不良を訴えられた場合の対処方法について御説明願います。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

集団接種会場は、保健所へ臨時医療機関として開設届けを出しており、医師、看護師などの医療従事者で運営をされております。

ワクチン接種後、15分または30分の経過観察の判断をするのは医師となっております。

接種後の待機場所では、看護師が常に経過観察を行っています。

体調不良を訴えられた場合には、看護師が対象者に対して救急対応できるエリアへ誘導いたします。その場で状況を確認したうえ、即座に医師に報告し、医師と看護師が対応してまいります。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。待機中に体調不良を訴えられた方を速やかに救急エリアに移し、直ちに医師に診せるという御答弁でした。

では、その体調不良の方が重篤である、またはアナフィラキシーであると判断するのは誰でしょうか。また、その後の処置は誰がどのように行うのか。併せて、その場合の対応マニュアルは準備されているのでしょうか。関係者にその内容をどのように周知されているのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

体調不良者が重篤またはアナフィラキシーであると判断するのは医師でございます。その後の処置は、医師の指示のもと、医師と看護師で行います。

接種対応マニュアルに関しては、国が医師会を通じて医師に用意されております。

また、集団接種会場の設営や流れ等の対処については、町の職員が出て対応しております。当初より、それぞれの会場に運営マニュアルを作成し、動き等を確認し合っており、医師や看護師、保健師等と連携しながら対応しているところでございます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。私も先日5回目の接種を受けた際に接種後の待機中の状況を観察させていただきました。職員や保健師さんが注意深く監視している体制を確認し、心強く感じた次第です。御苦労をおかけしますが、引き続きよろしく申し上げます。

さて、今、感染拡大が進み、第8波に入っていますが、今後の御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

当町では、国や県からの指針を基に、感染対策の情報を音声告知放送や行政チャンネル、ホームページ、全戸配布チラシなどで情報を提供しております。

引き続き、マスク、手洗い、換気、3密を避けるなどの感染対策、併せてワクチン接種を勧めてまいります。

また、オミクロン株対応ワクチン接種可能な方で接種がまだの方に対しては、再度、通知の予定をさせていただきます。

新型コロナワクチン接種は、ただいま全額、国費で行われております。現在、令和5年3月31日まで接種可能となっております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。来年3月31日まで無料でワクチン接種ができるということです。ワクチン接種ができない特別な理由のある方を除いて多くの方に接種をしていただきたいと思っております。

それから、先月、大阪府吹田市の医療機関2か所でインフルエンザワクチンを接種してきた子どもに誤って新型コロナワクチンを接種をしてしまったという事案が報告されております。本町も医療機関の方々も注意をしていただきたいと思います。

続いて、2点目の質問に移ります。

子育て支援についてです。

今の物価高騰、円安に対応するため、政府は総合経済対策を打ち出しました。その裏づけとなる2022年度第2次補正予算が先日、成立いたしました。これには、公明党の主張が随所に反映されております。

この総合経済対策の中に、子育て世代の経済的負担を軽減する支援策として、妊娠、出産時に合計で10万円相当のクーポンまたは現金を給付することが盛り込まれています。伴走型の相談支援とともに、総合経済対策の目玉に位置づけられているようです。この国の「子育て支援策」について、町の御見解を伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

若狭町では、これまで、一貫して地域の宝であります子どもたちや子育て世代の支援に力を入れてまいりました。そして、若狭町の独自の支援策として、出産時にお祝い金3万円と絵本を贈呈させていただく「赤ちゃんスマイル事業」を実施しております。

そうした中、今まで町独自の子育て支援策として先進的に取り組んでまいりました若狭町といたしましては、今回の政府の新たな支援策を有効に活用してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。有効に御活用いただけるということですので、大いに期待したいと思います。

次に、国の「妊娠時と出産時における経済的支援」ですが、現在、本町で行っている「赤ちゃんスマイル事業」分を上乗せして給付するようにはできないでしょうか。町の御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

国では、今後、「妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を充実していく」としております。

そして、その経済的支援として、妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円、合わせて10万円の経済支援を国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1の負担をもって実施する予定となっております。

なお、今回の新たな国の補助事業には、町の財政負担もあるわけですが、今まで町独自で進めてきた事業と比較すると、対象の方々への支援の額が大幅に増えるとともに、町にとりましても有効な財源の確保につながることから、今後はこの国の事業を活用してまいりたいと考えております。

今後も引き続き子育て支援の充実に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。私が期待した御答弁ではなかったものですから、少しがっかりしております。

妊娠期から伴走型で相談支援するための人材の確保やその他の支援施策に期待して次の質問に移ります。

3点目、「18歳成人への消費者被害防止施策の推進について」質問します。

我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきました。近年、国民投票権や公職選挙法の選挙権年齢などで18歳と定められるなど、18歳、19歳のかたにも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

2018年（平成30年）6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、本年4月1日より施行されています。この成年年齢の引き下げによって、18歳、19歳の方は親の同意を得なくても様々な契約をすることができるようになりました。高校を卒業後、親元を離れて都会に進学や就職をし、一人住まいになったとき、消費者トラブルに巻き込まれる成年が増えているようです。

そこで、お伺いします。消費者トラブルというのは、どのようなことを想定されますか、町の御見解を伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

今回の民法の一部を改正する法律の施行により、18歳に達した方は親の同意がなくても1人で有効な契約をすることが可能となり、これまでの未成年者取消権の行使ができなくなっております。

そのため、高校を卒業し、就職や進学等で親元を離れて一人暮らしを始めることで、単独で行動する機会が増えるため、消費者トラブルが増えることが危惧されております。

本町といたしましても、引き続き福井県消費生活センターと連携した相談体制等により対応していくことが重要であると考えております。

なお、具体的な消費者トラブルの想定につきましては、環境安全課長より答弁をさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

想定される消費者トラブルとしましては、携帯電話の購入や一人暮らしのためのアパートの賃貸契約、ローンによる商品の購入、クレジットカードの作成等、日常における商品の購入や契約行為の場面において発生が考えられます。

内容としましては、知識、経験が少ないため、契約の内容が十分理解できないまま同意して想定外の金額を請求されてしまう。強引に勧誘されると、うまく断ることができずに自分の意思に反して契約を行ってしまう。また、自分の容姿や収入、就職活動等の悩みや不安につけ込まれ、冷静な判断ができないまま契約を行ってしまうことなどが一般的に想定をされております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。ただいまの御答弁にあったとおりでと思います。

では、消費者トラブルに巻き込まれないようにするためには、成年年齢に達するまでに消費者情報の周知や啓発を行うことが重要だと考えますが、町の御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

先ほど答弁させていただきましたが、社会には契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙う悪質な事業者もおります。

そのため、国では、法律の成立以降、小・中・高等学校等を通じて、消費者の権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組み等について学習する消費者教育を充実しております。

県内の高校におきましても、令和元年度から、消費者庁の教材「社会への扉」等を活用して、契約に関する基本的な知識やクーリング・オフ制度、トラブルに遭った際の対処法について、グループ活動等による実践的な授業を行っており、町内の小・中学校でも家庭科の中で消費者トラブルに関する授業を行っております。

その他では、県の消費生活センターの相談員や金融広報委員会のアドバイザーが事例の紹介等、消費者トラブルに遭わないための知識や対処法について、学校への出前講座を行ったり、高校3年生の保護者に対してリーフレットを配布し、家庭への啓発等も行っており、今年4月以降、福井県消費生活センターには、成年年齢引き下げに伴うトラブル等の報告は聞いていないとのことでございます。

本町としましても引き続き啓発活動を実施していきたいと考えておりますが、若年層だけにとらわれず、住民の皆様が様々な消費者トラブルに巻き込まれないよう福井県消費生活センターと連携を図りながら、啓発・教育活動を継続的に実施し、住民一人一人の消費者意識の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。小・中・高の教育現場でも啓発活動を行っていただいていることがよく分かりました。

最後に、金融庁が面白い取組を行っているようですので、紹介させていただきます。もう御存じかも知れませんが、確認の意味も含めて紹介します。

ウェブで「金融庁、ドリル」と検索していただくと、そのホームページに入れます。

冒頭にこうあります。

『金融庁では、金融経済教育の推進に取り組んでおり、大学・高校等での出張授業を実施していますが、「もっと早く金融のことを学びたかった」という声を多くいただきます。このため、株式会社文響社の協力のもと、子どもたちに訴求力の高い「うんこドリル」、お昼前にごめんなさい、原文のまま拝読しております、と連携し、インターネット上で「お金」について楽しく学べる小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル」（うんこドリル×金融庁）を作成しましたので、公表します。』とあり、同じページに公開されております。

私も閲覧しましたが、そのドリルの内容も問題形式で進められ、楽しく勉強することができるようになっております。新成人向けコンテンツ「うんこクイズ」というのもありますが、どちらも年齢に関係なく楽しんで学習できます。現在、本町で実施していただいております、小・中・高の啓発教育の一助にもなると思いますので、まだのようでしたら、一度、教材に取り入れられてはいかがでしょうか。御提案申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前 11 時 57 分 休憩）

（午後 0 時 57 分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

4 番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、13 時 58 分までとします。

○4 番（倉谷 明君）

それでは、よろしく申し上げます。

私からは、大きく 2 点あります。

まず、1 点目の質問です。中学校の部活動の地域移行への取組を伺います。

さきに谷川議員からも中学校部活動の地域移行について、民間での受入れ先や指導者確保などの進め方、中体連主催の大会などへ参加に対する質問がありました。

私からは、視点を変えて、移行先への活動への関わり合い方や生徒の健康管理も含めた学校教育の一環としての視点からの方針についての質問とさせていただきます。

公立中学校教員の負担軽減に向けて、土、日の部活動運営を地域に任せるとして、文部科学省のスポーツ庁と文化庁の方針を受けて、福井県でも移行方法を模索しているようです。

県内では、昨年から地域移行のモデル事業が始まり、鯖江市や敦賀市、美浜町の中学校の運動部、文化部で実施されています。23年度から段階的に中学校の休日分の部活動をスポーツクラブなど地域の人材に運営を託すとしている文科省の方針を受けての実践研究だそうです。

そこで、お伺いします。

少子化で生徒が減り、教員の数も減少している中、三方、上中両中学校の部活の数は幾つありますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

現在、三方中学校では、運動部が陸上部、剣道部、バレー部、男子卓球部、女子卓球部、軟式野球部の6つ、文化部が吹奏楽部、文化科学部の2つで8つの部活動。

上中中学校では、運動部が柔道部、男子バレー部、女子バレー部、ソフトボール部、男子卓球部、女子卓球部、軟式野球部の7つ、文化部が吹奏楽部、芸術部の2つで、9つの部活動があり、両中学校合わせて17の部活動があります。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。選択肢は少ないようですが、地元の方々の御支援もいただいて、それぞれの地域に根づいた部活動の活躍のニュースを耳にしますと、うれしいです。

その中で、小規模で部員が集まらないことにより、大会の出場や練習がままならず、存続すら危うい部活はありませんか。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

現在、若狭町の中学校において、部員数の減少により、多い人数で行う競技で学校ごとに単独でチームを組めないという部活動はありません。

しかし、今後、人数が多い競技については、1つの中学校で単独のチームが組めなくなる競技が出てくる可能性はあります。

また、個人戦、団体戦がある競技につきましては、部員数の人数により、個人戦のみ

参加している競技もあります。

全国的になります。生徒数の減少は大きな問題となっており、嶺南の市町においても、1つの中学校で単独のチームが組めなく、近隣中学校と合同でチームを組んで大会に参加している学校もあります。

当町でも、例え単独でチームを組めなくなったとしても、合同チーム、合同練習などの活動方法を工夫し、部員の活動を保障するように考えております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。部員数の減少で団体戦に出られない競技があるのは残念です。しかし、合同練習などで活動が継続できるように工夫をしていただけるとのこと、生徒が不安にならないように、さらに上を目指せるようよろしくお願いします。

教員の働き方改革が課題となつての地域移行ですが、中学校の教員の時間外勤務のうち、土、日の部活動の指導をしている人が多い人で月当たり何時間でしょうか。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

今年度の休日の部活動において、指導時間の多い教員は1か月に63時間の休日指導を行っていた教員がおります。

中学校夏季総合競技大会や中学校秋季新人競技大会がある月については、練習試合、大会の引率、大会運営のため、休日の部活動の指導時間が長くなっている状況となっております。しかし、大会時期以外の休日の部活動の指導時間を減らすことで、教員の過度な負担にならないように指導しております。

先ほどの教員につきましても、今年度の4月から10月の月平均の休日の部活動の指導時間では37時間となっております。他の比較的長く休日に指導をしている教員でもおおむね20時間ほどとなっております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。大会などは土、日に行われるでしょうし、それへの引率となると、おのずと教員の休日指導時間は多くなるでしょう。多い人の月平均37時間は、

単純計算でも、土、日の1日当たり4時間強です。休日に仕事をしたので、代休がもらえる職業ではないです。このような実態から、教員の働き方改革が必要なのは容易に理解できます。

教員の負担軽減、生徒の健康を守るため、部活動は教育委員会からの指針があって、活動時間の上限目安は決められていると思いますが、ガイドラインはありますか。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では、平成30年に若狭町部活動ガイドラインを策定しております。

御質問の部活動の上限時間につきましては、若狭町ガイドラインで、学期中に週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うと規定しております。

大会前や大型連休などで練習試合が多くなり、月単位で考えると、練習時間がガイドラインの目安を超える月もございますが、そのような場合、長期休業日やオフシーズンに休養日を多く設定し、1年間を通してガイドラインの目安時間内に収まるように指導しております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。ガイドラインは守られているとは思いますが、発表会や大会が近づけば、日頃の成果を最大限引き出すために生徒も教員も休日返上で頑張ると思います。それは致し方ないことと思います。

目安時間内に収めるため、調整できるのは残業時間だけでして、肉体的、精神的疲労などのケアやフォローは十分をお願いします。

今後、さらに生徒数が減少します。現在と同じ部活を存続させるのは難しいと思われます。そうなると、平日の部活も地域移行が進むかもしれません。部活の選択肢が減ることも想定して、保護者や生徒への説明も必要ですし、教員や生徒との対話で理解を求

めることも考えなければならないと思います。

生徒の実態、保護者の願い、地域の要望等の聞き取りの場をこれまでに設けられたことはありますでしょうか。あれば、具体的にお示してください。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

生徒数の減少により、部活動の数が減るということは、現段階ではまだ想定することをしておりませんので、部活動の減少について生徒や保護者への説明を行ったことはございません。

また、部活動ガイドラインにより、部活動の廃部を検討する場合は、現在、部に所属している生徒や保護者に対して議論の経過や検討結果などを説明し、現部員の卒業学年まで活動できる体制を保障するとしております。

なお、部活動の地域移行を見据えた生徒や教員への意識調査については、県教育庁の保健体育課・義務教育課が行っており、その結果については、県と町で共有し、今後の地域移行についての方向性を検討する資料として活用しております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

意識調査は県教育庁が行っているとのことですが、町独自で日頃から保護者も交えた意見交換をすることで実態把握や情報の入手ができ、地域移行への助けになると考えます。特に指導者や受入れ先の心配をされる部活については、早期に行動を起こしていただきたいです。

文科省からは、部活の地域移行を2023年度（令和5年度）から段階的に2025年度（令和7年度）の末までの3年間の達成を目標に進めると言っています。期限ありきで進められる簡単な問題ではないと思います。

部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられています。

町の教育委員会は、福井県の「部活動の在り方に関する方針」を受けて町の方針を策定していますが、これまでは生徒に深く関わり合いを持って指導や環境整備を進めてこられたことと思います。地域移行で心配されることとして、過酷な練習で子どもをつぶしてしまうことや暴言・ハラスメントなどで心を傷つけてしまうことも起こるかもしれません。また、練習場所として学校施設を使わせてもらえない自治体もあるように聞い

ています。

部活動は、教員としても授業と違う生徒の一面を見る大事な場であると思います。移行に向けての検討体制、現段階で認識されている課題、教育の一環としての部活動の方針や管理は、地域移行後にはどのようにするお考えでしょうか。

生徒の未来を大きく左右する、次の進路を決める重要な時点での教育方針です。中学生にも理解ができる説明をお願いします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われるもので、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であります。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあります。

しかし、一方では、教師の勤務を要しない休日の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には過大な負担となっているのが現状です。

部活動は学校教育の一環として行われる活動ですが、必ずしも教師が担う必要のないものであることを踏まえ、休日に強化指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に関わる必要がない環境づくりのため、休日部活動の地域移行が進められています。

休日の部活動を地域に移行するに当たり、平日の学校での部活動と休日の地域の活動として行われる部活動との連携を図ることが大切だと考えております。

教育委員会としましては、学校だけでなく、休日の地域活動の指導者にも部活動の意義を理解していただき、生徒のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導を行うことができるよう、部活動ガイドラインを踏まえ指導していくことが必要だと考えております。

若狭町では、令和7年度末までの部活動の地域移行に向けて、まず、令和5年度中に地域移行を進めていくモデルとなる部活動を選定しております。

モデルとなる部活動の競技団体、学校、保護者や教育委員会でどのように地域移行を

していくかを検討している段階です。

現段階での地域移行をしていく中での課題としましては、指導者をどのように確保していくのか、活動場所をどのように確保するのか、クラブ化することにより、指導者報酬やクラブ運営費など新たな負担が発生することなどを認識しております。

また、令和5年度にモデルとなる部活動が活動し始めることで、現在、想定していない課題も出てくることが考えられますが、その都度、検討し対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。運動部だけに限らず、部活動は肉体的、精神的にバランスよく向上させる場だと認識しています。生徒は活動を通じて人間力を高めていってくれます。また、移行先のクラブの指導者も生徒と接することで学び、教育者として成長するのではないのでしょうか。

私の息子が中学生のとき所属していました野球クラブチームが練習試合をした県外のチームですが、若い指導者たちは町の職員でした。土、日にチームの指導をしていると聞きました。町の職員が地元の子どもたちと接し、育てる機会がその先の町の発展にもつながっているのではないかと思いました。その町にある高校は甲子園にも出場しています。大会を目指し、技術や体力の向上を希望する人もいれば、生徒間の交流を目的として部活動を楽しんでいる人もいるでしょう。そのような生徒への対応など、移行を進めていく中で、課題は、今、教育長が掲げていただきました指導者の確保や運営費の新たな負担のほかにも想定以上のことが発生すると思われま。岐路に立たされている生徒が犠牲にならないよう慎重に進めていただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

2点目は、全天候型遊び場の計画について伺います。

県は、子育て世代からの悪天候でも利用できる屋内施設を求める声に応える形で、子どもの遊び場を充実させるために全天候型施設の整備を支援するとして、週末を含め、雨や雪でも気軽に遊べる屋内スペースを県内全17市町に各1か所の設置を目指すとしています。

当初、県は、市町対象の補助制度として1か所800万円の事業費を想定し、うち3分の1を補助する仕組みでしたが、補助費を大幅に拡充し、事業費全体を支援する制度にして整備を加速させるそうです。

既に大野市では、既存のまちなかの公共施設を利用し、2024年度の整備・供用開始を目指していると報道されていました。

そこで、質問です。

中期基本計画に向け、住民意識調査で、子どもの遊ぶ場所がない。遊具、屋内施設をつくってほしいとの意見があったようです。

6月の定例会一般質問でも触れましたが、集落の公園や広場にありますが遊具が朽ちて危険となり、撤去されたり使用禁止となっているところが多数あります。

子どもも減り、集落では修理や更新の検討すらされていないところもあるようです。地区の要望で修理、更新への補助願いはこれまでにありましたでしょうか。

○議長（今井富雄君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、お答えします。

町が例年実施しております集落ヒアリングでの要望事項として、公園の遊具に関することを挙げられた集落は2集落であり、内容につきましては、集落内の公園に設置してあるブランコなどの遊具の老朽化に伴うものでございました。

なお、公園遊具の整備の補助につきましては、宝くじの収益を財源にしたコミュニティー助成事業がございますが、今年度、集落などから、公園遊具に関する申請はございませんでした。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。集落への補助事業や支援制度が数多くありますが、その中に宝くじ助成金の事業が活用できるのですね、はい。私自身、区長をしていたときに、町からの説明を受けていたとは思いますが、意識が欠けていました。反省しますとともに、機会を設け、支援制度の有効活用を働きかけます。

保育所や小学校の保護者会から公園整備への要望がありましたでしょうか。

また、どのような施設を希望されているかのお話を聞く場なり意見交換はこれまでにありましたでしょうか。

○議長（今井富雄君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、お答えします。

御質問の公園や遊び場の整備に関する要望につきましては、子育て支援センターに設置してあります「意見箱」や、今回、未就学児の世帯を対象に実施しました「アンケート」の中で、「安心して遊べる遊び場を充実させてほしい」といった御意見を幾つかいただいております。

また、現在、策定中の町の総合計画の策定委員会の中でも意見交換がなされ、今後の子育て支援の施策の一つとして、「安心して遊べる環境づくり」という観点で審議されております。

さらには、役場内の子育て世代の職員で構成する「子育てミーティング」や町の児童福祉審議会の中でも、遊び場について意見などを交わしております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。役場内の子育て世代職員のミーティングがあるんですね。上中庁舎では、子育て支援課の隣には福祉課も健康医療課もあり、子育て世代の男性職員も多いように見受けられます。日頃から、ママだけでなくパパの話も飛びかっているのではないかと想像します。そこでの輪が地元の子育て世代との交流に広がり、意見、要望などが行政に反映されることを期待します。

全天候型施設に対するニーズの把握や場所の選定、管理運営方法等、様々な点を検討する必要があると思います。全天候型施設、今後の公園・広場も含め、整備の方針、計画をお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えをいたします。

私は、「こどもまんなか社会」という考え方のもと、町の重要な施策である子育て支援に力を入れていくためには、全天候型施設や公園・広場の整備を図ることにより、子育て世代、また、世代間の交流も深めながら、子どもたちが伸び伸びと健やかに成長していくことが重要であると考えております。

先般、「野木をつくる会」の皆さんと語る会を開いていただきました。野木公民館の室内に設置された、倉谷議員が御発案された手づくりのボルダリング遊具も拝見をさせていただきましたが、県内の他市町でも全天候型の遊び場の整備が進んでおり、県の補

助事業を活用した、この「全天候型遊び場」の整備につきましては、本町においてもハード的な子育て支援の大きな柱と位置づけており、今後、子育て世代の皆さんの御意見も取り入れながら整備に向け前に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、全天候型の遊び場整備の状況につきましては、子育て支援課長より答弁をさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、お答えします。

県の補助事業であります「子ども遊び場整備事業」につきましては、まず、実施の要件としまして、不特定多数の方が利用でき、原則無料で、土、日の両日を含む週3日以上開設し、そして、天候にかかわらず利用ができることというふうになっております。

そして、補助対象の事業費は1億円、また、事業の実施期間は今から5年後の令和8年度までとなっております。

そうした中、今、考えております事業実施に当たってのポイントにつきましては、まず、県の補助事業を有効に活用すること、次に、新たなハコモノなどの建設を検討する場合は、維持管理や後年の修繕や更新コストも考慮すること、そして、既存の施設や公園のブラッシュアップ、また、既存の施設やサービスの複合化の視点も考慮すること、さらには、町民ファーストを重視するのか、あるいは、町外からのにぎわい創出を重視するのかといったバランスを整理することなどが考えられ、それらのポイントを総合的に整理した上で、まずは実施の場所を含めたコンセプトをつくり上げる必要があると考えております。

また、事業の実施スケジュールにつきましては、来年、令和5年度中に基本構想をまとめ、令和6年以降、設計、そして、工事を進めていきたいと考えており、そのプロセスの中で、住民の皆様の御意見などを取り入れていくことも考えておりますので、御理解、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。子育て支援は渡辺町長も重点施策に掲げられていますし、先日は、野木地区地域づくり協議会主催の「町長」と語る会でも、経済的支援、ソフト、

ハード面での支援についても熱く語っていただきました。

今ほど、公園整備に向けて基本構想をまとめられているとの答弁もいただきました。個人的には、公園や広場に必ずしも立派な遊具が必要だとは思いません。今ある施設の保全も必要です。子ども1人で安全に自由に走り回れる環境で、親子がボールを蹴ったりしているだけでもうれしそうな笑顔を見かけると、私の顔もほころびます。

公園周辺にお孫さんを見守るおじいちゃんやおばあちゃんや御近所の方々が集えるような空間を設けていただきますようお願いしまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時31分 休憩）

（午後 1時33分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

6番、藤田正美君。

藤田正美君の質問時間は2時33分までとします。

○6番（藤田正美君）

それでは、よろしく願いいたします。

私からの質問ですが、若狭町地域公共交通に関する政策について伺います。

若狭町は、高齢者の通院や生活用品の買い出し、バス通学などの利便性を目的とした町営バス常神・三方線の運行と平成28年度から若狭町デマンドタクシーの旅客輸送サービスが制度化されています。

6月23日、「若狭町地域公共交通会議」において、若狭町総合政策課より、「若狭町内公共交通」の利用状況は、年間利用者数が令和1年度に比較して減少しているとの報告がありました。

令和4年度では、若狭町の公共交通の利用が落ち込んでいることから、地方創生臨時交付金の活用により、7月21日より、一定期間、町営の公共交通の運賃1回500円を一律100円にし、若狭町が運賃差額を負担することで、利用者が外出する機運を高め、公共交通の利用回復と利用意識の向上を図る「生活交通利用回復促進事業」が実施されました。

まず、これらについて質問ですが、この生活交通利用回復促進事業により、どのような成果がありましたでしょうか、伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、藤田議員からの御質問にお答えをいたします。

若狭町の公共交通であります町営バス常神三方線とデマンドタクシーの利用状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と比較し、令和3年度の利用者数は16.5%減少いたしました。

これは、コロナ禍が長期化したことにより、経済的な負担が大きくなったことや外出控えが続いたことが大きな要因と捉えております。

このことから、令和4年7月21日から11月30日までの期間、町営バスとデマンドタクシーの運賃をそれぞれ一律100円にする「生活交通利用回復促進事業」を実施し、経済的な負担を減らすとともに、外出する機運を高め、少しでも公共交通の利用が回復するよう、また利用の意識を高めてもらおうと取り組んだものでございます。

利用実績につきましては、令和元年の同じ時期と比較した利用者数は、デマンドタクシーが15%の増、町営バスの現金利用者が17%の増と、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前を上回る利用状況となっております。

また、デマンドタクシーの新規利用者登録数ですが、期間中で53名、月平均しますと約13名の新規登録がございました。過去3か年の月平均登録者数が約5名ですので、多くの方に御登録をいただいた結果となっております。このように、利用者数、新規登録者数ともに大きな伸びを示したことから、この事業により一定の効果はあったものと考えております。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

ありがとうございました。生活交通利用回復促進事業は一応の利用者数回復の成果があったようですが、数字に頼らず、助成試験期間終了後も、内容においても利用者の増進向上が今後も続くかどうかを見守りたいと思いますので、いま一層の利用推進活動をお願いします。

つきましては、それに関連しまして、次の質問をさせていただきます。

若狭町地域公共交通に関する町民向けアンケート調査の結果についてお伺いします。

若狭町地域交通会議において、生活交通確保維持改善計画と称した若狭町地域内フィードバック系統確保維持計画が令和4年6月に策定されております。

その目的と必要性として、バス停までの移動が困難な方や発着時間とルート限定のバス運行に対して、それらを補うために、地域幹線交通に接続する地域内フィーダー交通として、デマンドタクシーの必要性が掲げられております。

地域住民にとりまして、よりよい公共交通を実施し、また、北陸新幹線敦賀開業を見据えた持続可能な地域公共交通網の構築を目指すため、今後、5か年の「若狭町地域公共交通計画」の策定を予定していることが示されております。

この計画を策定するに当たり、アンケート調査を実施して公共交通に対する住民ニーズを把握し、「若狭町地域公共交通計画」策定のための基礎資料にすることを目的としたアンケート調査が8月頃に実施されました。

次の質問ですが、このアンケート調査はどのような方法で行われたのか。また、計画策定の参考になると思われるような主な項目を公表していただき、アンケート調査の結果を基に、今後、「若狭町地域公共交通計画」の策定について、どのように普及や改善を進めていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

地域公共交通に関する町民向けアンケート調査と地域公共交通計画の策定につきましてお答えいたします。

まず、このアンケートは、公共交通の利用頻度や、今後、自動車に乗れなくなった場合、公共交通を利用されるかなどの利用状況のほか、満足度の調査、また地域の公共交通を維持していくために重要なことは何かなどといった利用促進に向けた取組など21の問いを設定しまして、持続可能な地域交通網の構築に向けた「若狭町地域公共交通計画」の策定のために住民ニーズを把握するものです。

8月1日から15日には、無作為による町内1500人を対象に、また、10月31日から11月14日には、追加調査として、無作為による140人を対象にそれぞれ郵送により実施しました。

アンケートの調査結果につきましては、現在、集計分析中であり、年内に結果を取りまとめる予定で、令和5年1月に開催予定の「若狭町地域公共交通会議」において結果を報告する予定です。

また、来年度に策定する「若狭町地域公共交通計画」には、この調査結果を掲載し、計画とあわせて調査結果も広く住民に周知したいと考えております。

この「若狭町地域公共交通計画」の策定では、地域公共交通の利用状況や今回のアン

ケート結果のほかに、昨年、実施した住民意識調査など、これまで実施してきたアンケート調査や利用促進事業による効果などを参考にし、令和2年度に策定した「嶺南地域公共交通網形成計画」と整合を図りながら策定していきたいと考えております。

また、公共交通の事業者や利用者をはじめ、道路管理者、警察、運輸局、学識経験者などに「若狭町地域公共交通会議」に参画いただき、持続可能な若狭町の地域公共交通を議論いただいた上で、よりよい公共交通計画を策定したいと考えております。御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

計画策定は令和5年度に入ってからとのことをございました。公共交通利用は日々、毎日のことで、あまり猶予はありません。なるべく早く、すぐにでも計画策定をスタートさせていただき、次年度早々には実施ができますよう希望していますので、今後ともしっかりとした取組と対応をどうぞよろしくお願いいたします。

デマンドタクシーの運行範囲は若狭町内と限定されていますが、町の境を越えての利用は認められていません。しかしながら、境を通過した時点でタクシーの一般料金支払いでそのまま目的地まで利用できるなど、きめ細やかで柔軟な対応ができるなどのサービス改善制度や、小浜市方面からの「あいあいバス」の相互乗り入れなども検討していただきたいと思っております。

アンケート調査の結果を見て、今後とも住民の御意見を十分に取り入れていただきますようよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は3時までとします。

なお、北原議員より、資料配布と提示の申出がありましたので、これを許可しました。

○13番（北原武道君）

まず、11月5日、6日に行われました原子力避難訓練について質問いたします。

昨年の訓練を検証し、今回の訓練で改善を行ったという点ではどんなことがあるでしょうか、お尋ねをいたします。

また、今回の訓練の結果、今後、改善を要するという点ではどんなことがあるでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えをいたします。

今年の福井県原子力総合防災訓練は、国の原子力総合防災訓練として、11月4日の金曜日から6日の日曜日の3日間にかけて実施されております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、県外避難までは行われませんでした。今年、屋内退避訓練のほかに、三十三地区、明倫地区の皆様には、兵庫県三木市への県外避難訓練に御参加をいただき、また、福井工業大学の学生の皆様には、常神半島のみさきちから、おおい町まで、自衛隊の高機動車による搬送訓練に参加をいただいております。御参加いただいた皆様には、改めてお礼申し上げます。

私は、みさきちでの自衛隊の高機動車による搬送訓練の現場を視察させていただき、二本松副町長を兵庫県三木市への県外避難訓練に同行をさせて、現場での確認を行っておりますが、今回の3日間の訓練におきまして、国や県、原子力事業者をはじめ関係機関の皆様と情報共有を図りながら、おおむね円滑な訓練が行えたものと思っております。

なお、詳細な訓練の対応につきましては、環境安全課長から答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

今年の本町における主な訓練内容につきましては、5日、土曜日の屋内退避訓練と6日、日曜日の兵庫県三木市への県外避難訓練及びみさきちにおける自衛隊による搬送訓練が主な訓練でありました。

今回の屋内退避訓練では、従来より、県が訓練実施の新聞折込みチラシを作成しておりますが、昨年、北原議員から御指摘のありました屋内退避の行動のチェック項目欄を新たに設けていただき、各自で行動をチェックできるチラシに変更をさせていただいております。

また、本町における改善点としましては、屋内退避訓練の周知と住民の皆様への参加の呼びかけとして、訓練実施の数日前から、町のホームページ及び行政チャンネルでも屋内退避の行動内容等を掲示、放送させていただきました。

次に、県外避難訓練では、訓練の目的等を事前に理解していただくために、今回、十三地区・明倫地区の区長様への合同説明会を実施させていただき、訓練実施の概要だけでなく、併せて、原子力防災についての説明もさせていただきました。

その他の改善点としましては、地元消防団による避難呼びかけの広報活動の中で、これまで実施していなかった自家用車での避難者の目印であります自宅玄関前に表示するリボン等の確認も行っております。

また、災害対策本部、避難バス、避難の受入れ先であります三木総合防災公園で、トランシーバーを活用し、リアルタイムでの避難状況等の情報のやり取りと情報共有に努める新たな取組も実施させていただきました。

次に、自衛隊による搬送訓練では、今回、初めて、みさきちの指定管理者である福井工業大学の学生が参加することになったため、なぜ自衛隊による搬送となるのかの状況説明等を当日に実施させていただき、当該地区での避難の在り方について理解を深めていただいております。

これらの訓練では、特に大きな問題もなく訓練を行えたと思っておりますが、課題としましては、新聞報道でもありましたとおり、今年初めて、携帯電話アプリの「ライン」による避難者の受付が実施されましたが、携帯電話の機種種の互換性に不具合が生じたことにより、うまく活用できなかった事案が発生しておりました。このことにつきましては、県へ状況を報告させていただき、県として、今後、改善を図っていくとの回答を得ております。今後も、訓練を重ねながら対応の改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

本町における主要な訓練は、5日の屋内退避訓練と6日の県外避難・搬送訓練であったと、このような説明がありました。

原発から5ないし30キロメートルの地域、すなわち、UPZでは、原発から放射性物質が放出されそうになった場合、住民は屋内退避をいたします。屋内に閉じこもり、被爆を避ける対策を講じるわけです。

いよいよ屋外に放射性物質がたどい始めると、避難先に避難するようになります。ま

ず屋内に退避し、それから避難する、二段階避難とされています。

「本降りに なって出て行く 雨宿り」という川柳があります。

私は、UPZの2段階避難計画が現実には機能するかどうか、今にも放射性物質が放出されそうになったら、その時点で住民は右往左往し始めるのではないかと、そういう疑問を持っております。

しかし、現に存在する避難計画は二段階避難ですから、訓練では、これをしっかり検証しなければなりません。

まず、第一段階の屋内退避について質問いたします。

訓練は、国及び県の訓練計画に沿って実施されたわけですが、

- ・屋内退避指示はどのように発出されましたか。
- ・本町住民はどのような屋内退避行動をとりましたか。
- ・国が指示していた「屋内退避啓発DVDの放映」はなぜ行われなかったのですか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えいたします。

本町におきましては、5日、土曜日の午前9時に「屋内退避準備」、お昼12時50分に「屋内退避指示」を緊急速報メールまたは音声告知放送によりお知らせをしております。

本町での屋内退避訓練につきましては、全町民を対象としており、県が作成したチラシが新聞折込みされておりましたので、本町としましては、区長様へのその旨の周知を行うとともに、先ほど答弁させていただきましたとおり、今年から町のホームページ及び行政チャンネルでの周知と訓練参加への協力をお願いしたところでございますが、住民の皆様が実際にどのような行動をとられたかまでは把握をしております。

また、DVDの放映につきましては、県へDVDの提供を依頼しましたが、本町へ届いたのが5日であり、放送ができなかったのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、屋内退避訓練も県内外への広域避難訓練と同様に重要な訓練でございます。今後も県と連携を図りながら実施してまいります。今回の訓練の状況につきまして、国においてDVDを作成する予定と聞いておりますので、来年の訓練の実施時期等にケーブルテレビで当該DVDを放送させていただき、原子力防災における住民の皆様の理解の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

屋内退避訓練の「事前チラシ」にチェック欄をつくっていただきました。これですね、これが事前チラシで、チェック欄、ここにあります。

私の意見を県に届けていただいて、課長の尽力に感謝いたします。

しかし、これだけでは、このチェックの意味がよく分かりません。何がここに、何でこれが出ているのかですね。せっかく、このチラシを全戸配布し、新聞折込みですね、ホームページや行政チャンネルで訓練の告知をしているのですから、その際、「屋内退避については、チラシのチェック欄を使って、ご自分で確認してください。」と、ここにそういう一言を入れるとか、あるいは告知のホームページやチャンネルでお知らせすると、こういう住民への事前のお知らせをしておくとうよかつたのではないかと思います。

次に、DVDの放映です。国は「実施しなさい」と言っているわけですね。ところが福井県では実施されない。昨年も同様でした。

県は、広域避難訓練に比べて屋内退避訓練を軽く見ているように思います。「屋内退避訓練をやっているのは行政だけ、住民の訓練にはなっていません。」昨年の一般質問で、私はそのように申しました。屋内退避しなければならないのは住民です。その住民が、訓練で「カヤの外」に置かれているわけです。町というより、県の姿勢に問題があります。私はそんな思いがいたします。屋内退避訓練をおざなりにしないよう県に強く主張していただきたい、要望いたします。

次に、第二段階の避難についてです。

安定ヨウ素剤の配布について質問します。

「原子力防災パンフレット」、これですね、これには、安定ヨウ素剤の配布候補場所は、三方庁舎、地域福祉センター「泉」、上中庁舎、野木公民館、この4か所となっております。

三十三地区、明倫地区の住民が避難するのですから、普通に考えれば、避難の自家用車やバスは、地域福祉センター「泉」に立ち寄って、そこで安定ヨウ素剤を受け取る、このように思われます。ところが、今回の訓練では、バス避難の人には、集合場所、つまりB&G海洋センター、それから旧明倫小、そして、自家用車避難の人には上中庁舎で、しかもドライブスルーで配布されました。

このような配布場所、あるいは配布方法にしたのはなぜですか。

また、なぜこのような配布場所、配布方法にしたのかを訓練参加者に説明しましたか。
以上、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

緊急時における安定ヨウ素剤の配布候補場所につきましては、住民避難計画の中で、役場三方庁舎と上中庁舎、地域福祉センター「泉」、野木公民館が候補場所となっており、事態の進展の状況や避難先・避難ルート等を勘案し、県と協議のうえ、候補地の中から配布場所を決定することになっております。

今回の訓練では、美浜発電所の事故により、三十三地区、明倫地区に避難指示が出され、兵庫県三木市に避難する想定訓練であり、当該地区から少しでも離れた場所で、かつ一番近い場所として、県と協議し、上中庁舎でのドライブスルー方式に決定しております。

また、バス避難者の対応につきましても、先ほど述べさせていただきました状況から、県と協議し、バスに乗り込む際に配布することとした訓練想定にしております。

訓練行動における全体周知方法につきましては、緊急速報メール及び音声告知放送により、安定ヨウ素剤の配布場所についてお知らせをしております。

訓練参加者の皆様には、事前に安定ヨウ素剤の服用に関するパンフレットを発送しており、また、避難訓練当日にも原子力防災パンフレット等をお渡しし、避難の方法、安定ヨウ素剤の服用、スクリーニング検査、原子力発電所の安全への取組等についての説明もさせていただき、その中で、町の保健師から安定ヨウ素剤の服用の効果とタイミングについての説明も行っておりますが、迅速かつ効率的な配布方法として、バスの中での配布に至ったという詳細な説明までは行ってはおりません。

今後の訓練では、そのような事態の状況も含めて、参加者への丁寧な説明を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

避難訓練の重要な目的の一つは、避難計画に不具合がないかどうか、計画どおりに実行してみて、避難計画を検証することにあります。

住民にとっては、「避難計画」とは、このパンフレットの事です。

本来、避難訓練は、このパンフレットどおりに行うべきなのです。しかし、いろいろな状況から、パンフレットと違ったやり方で訓練を行うということもあります。その場合には、パンフレットとどこが違うのか、そして、なぜ、やり方を変えたのか、そういうことを訓練参加者にしっかり説明しておく必要があります。そうしなければ、パンフレットは無意味なものになってしまいます。訓練も無意味なものになってしまいます。

今ほどお答えいただいたように、ドライブスルー方式にする、あるいは一時集合場所で配布する、これは、安定ヨウ素剤をなるべく早く服用するための改善策だと思います。さらに、安定ヨウ素剤については、事前配布も行われるようになってきております。

このような点は、改善でありますけれども、現在の「避難計画」や「パンフレット」には書いてありません。

避難計画、これですね、あるいはこのパンフレット、これは、そういった訓練による検証などを生かして改定する必要があると思います。見解を伺います。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

先ほどの御説明のとおり、住民避難計画では、事態の進展状況や避難先・避難ルート等を勘案し、県と協議のうえ、候補地の中から配布場所を決定することになっております。

議員御指摘のとおり、今回のバス避難でも、一時集合場所でバスに乗り込む際に安定ヨウ素剤の配布が実施されておりますし、配布方法につきましても、近年の自家用車避難の対応では、ドライブスルー方式での配布に改善、変更されております。

住民避難計画につきましては、適宜、見直しを図る必要があると考えますので、県とも協議・確認を行いながら、一時集合場所を追記する等、現状に合わせた見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、パンフレットにつきましては、更新時期等を検討し、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

次の質問に移ります。

10月6日の「県民福井」は、JR西日本が発表した2021年度の乗客「輸送密度」

というものを報じています。

前年度に比べてですが、北陸線の福井―金沢間が12.6%の増、敦賀―福井間が20.2%の増、近江塩津―敦賀間が24.6%の増、存続が危ぶまれています越美北線も13.5%の増となっております。

コロナ禍による休校や移動制限を受けた20年度からの回復が見られるわけですが、にもかかわらず、小浜線だけは0.4%の減となっております。このことは、小浜線の乗客減少は、近年、極めて急激なものであることを示しています。

本町をはじめ、嶺南の各市町は「乗って残す」を合い言葉に小浜線の利用促進を図っていますが、期待に沿う結果はあらわれていない、このように言えると思います。「小浜線の利用促進策」を吟味し、より有効な促進策にしていかなければなりません。

このような観点から質問いたします。

まず、2020年度、2021年度に実施した「小浜線利用促進」に関わる施策及び運賃補助のメニューとそれぞれの予算額、決算額をお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員からの御質問にお答えをいたします。

JR小浜線は、住民にとって、通勤・通学はもとより、通院や買い物、旅行などで利用する重要な公共交通手段であり、小浜線を存続させるために嶺南市町では様々な利用促進に取り組んでいるところでございます。

若狭町の取組では、定期券の購入助成や小・中学生の団体利用への助成、シニア利用への助成などを行っており、住民の皆様が小浜線を利用しやすくするための助成制度を設けております。

御質問の2020年度、2021年度の利用促進のための補助メニューとその予算・決算額につきましては、総合政策課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

それでは、2020年度、2021年度の利用促進のための補助メニューとその予算・決算額などについてお答えします。

2020年度、令和2年度でございますが、普通乗車券の購入助成、予算額25万円に対し決算額が約21万円、グループ旅行の利用助成、予算額4万円に対し決算額は6,

000円、定期券の購入助成、予算額50万円に対し決算額が約47万円、回数券の購入助成、予算額20万円に対し決算額が約17万円、成人式参加のための購入助成、予算額1万円に対し決算額が約3,000円、観光ツアー助成、予算額60万円に対し決算額が35万円となっており、全体で、令和2年度の予算総額160万円に対しまして約120万円の決算額となっております。

次に、2021年度、令和3年度でございますが、普通乗車券の購入助成、予算額25万円に対し決算額が約21万円、グループ旅行の利用助成、予算額3万円に対し実績はなし、定期券の購入助成、予算額55万円に対し決算額が約55万円、回数券の購入助成、予算額14万円に対し決算額が約13万円、成人式参加のための購入助成、予算額1万円に対し決算額が約2,000円、観光ツアー及び駅活性化イベントへの助成、予算額100万円に対し決算額が約21万円。

令和3年度より、幅広い年齢層で利用しやすい環境を整えようと補助メニューに追加しました小・中学生団体利用助成は、予算額5万円に対し決算額が約2万円、シニア利用助成は、予算額5万円に対し決算額が約4万円となっております。

さらに、二次交通の強化を目的に、小浜線の利用に合わせてタクシーまたはEVシェアカーを利用する場合の補助メニューも追加し、3万円の予算を計上しましたが、こちらについては利用がございませんでした。

令和3年度は、このほかにも小浜線の利便性向上と、駅舎の環境整備として、十村駅と上中駅にWi-Fi整備を行い、上中駅にはコワーキングスペースを整備しました。

現在、コワーキングスペースの利用登録者数は16人となっており、月平均7回の利用がございます。この整備の予算額は139万円で、これに対し、決算額は約131万円となっております。

これら全体で、令和3年度の予算総額350万円に対しまして、約245万円の決算額となっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

続いて、本年度、2022年度に実施している「小浜線利用促進」に関わる施策及び運賃補助のメニューと、それぞれ現在の執行額をお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

それでは、2022年度の補助メニューとその予算額、これに対します現在の執行額などについてお答えします。

まず、本年度の新たな取組についてですが、町内事業所の小浜線を利用した出張を増やすため、事業所の小浜線を利用した出張経費に対する助成を始めました。

また、中・高生が多く購入されている定期券の購入補助率を5%から10%に引き上げるとともに、小・中学生の団体利用助成やシニア利用助成の予算枠を拡大し、様々な年代の方に、少ない負担で小浜線を利用できるよう取り組んでおります。

そして、本年度は、小浜線全線開業100周年の節目を迎えております。これを契機とした駅活性化イベントを三方駅や十村駅、上中駅で行い、多くの地域住民に駅にお越しいただくことで、JR小浜線を大切に守り続けていきたいという機運や利用意識の高揚に努めております。

このような利用促進に係ります補助メニューごとの予算額と11月末現在の実績額でございますが、普通乗車券の購入助成、予算額28万円に対し実績額が約19万円、グループ旅行の利用助成、予算額10万円に対し実績はなし、定期券の購入助成、予算額140万円に対し実績額が約123万円、回数券の購入助成、予算額20万円に対し実績額が約3万円、成人式参加のための購入助成、予算額1万円に対し、成人式はこれからのため実績はございません。観光ツアー助成、予算額45万円に対し実績はなし、駅活性化イベントへの助成、予算額80万円に対し実績額が約80万円、小・中学生の団体利用助成、予算額16万円に対し実績額が約5万円、シニア利用助成、予算額20万円に対し実績額が約8万円、タクシー、EVカー利用助成、予算額20万円に対し実績はなし、出張への支援助成、予算額10万円に対し実績はなしとなっております。

利用助成以外では、駅の賑わいや活性化につながる環境整備として上中駅にストリートピアノを設置しており、予算額20万円に対し実績額が約13万円となっております。

全体としまして、予算総額400万円に対しまして、11月末現在で約251万円の実績額となっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

感想を申し上げます。駅を便利にする、あるいは賑やかにする、このような施策にお金が使われております。電気自動車を置くとか、ピアノを置くとか、あるいは仕事、リモートワークができるようにするとか、駅でイベントをするとかですね、こういうこと。しかし、これは、小浜線の乗客増加には直接つながっていないと思われま

「たとえ話」で言ってみますと、駅にコンビニができれば、小浜線を利用している人にとっては便利になります。反対に、そのコンビニに来る人が小浜線に乗ってくれる必然性はありません。つまり小浜線の乗客は増えません。

次の視点です。現に小浜線を利用している人、つまり定期券、回数券、普通キップへの補助です。これは、当然のことながら、ほぼ予算どおりの決算となっております。

これらの乗客は、小浜線の存続という地域課題に貢献していただいているわけであり、もっと補助を充実してもよいのではないかと思います。この制度があるので、小浜線を利用しているという人も多少はいるのではないのでしょうか。

次の視点です。日常的にではなく、小浜線に乗ってもらう人への補助です。これは乗客を増やすための「切り札」とも言えると思います。団体利用、グループ旅行、観光ツアーなどへの補助が行われています。しかし、予算も消化されておらず、成功しているとは言えません。

実は団体での移動はバスが圧倒的に便利です。時間の融通がつくし、途中でコンビニなどに立ち寄ることもできます。したがって、この分野で小浜線の乗客を増やすのは、あまり期待できないと思います。

私は、中学生・高校生にもっと小浜線に乗ってもらうといいと思っております。中学生・高校生になれば、活動範囲が広がり、行きたいところも増えます。しかし、車の運転はできないので、それほどどこにでも行けるわけではありません。

一方、嶺南各市町には、文化・スポーツ等の施設やイベントが少なからずあります。これらの施設やイベントに行くのに、中学生や高校生が気軽に小浜線を利用できれば、小浜線の乗客増加につながり、彼らにとっても有意義です。

例えば、小浜市の中学生あるいは高校生が若狭三方縄文博物館を見学したとします。その入場券を見せれば、帰りの小浜線運賃が補助される、このようなことが考えられます。このケースでは、小浜市と連携して取り組む必要があります。しかし、試しに本町だけで取り組んでみるケースも考えられます。

私は、3月の一般質問で、(i)パレア若狭のイベントの中で、本町の中学生・高校生にとって有意義なものを町が「推薦イベント」として認定する。(ii)この「推薦イベント」に参加した本町の中学生・高校生に小浜線の運賃補助を行う、このような提案を行いました。単なる「思いつき」に過ぎず、実現の可否については、様々な検討が必要です。「検討する」という答弁をいただいておりますが、その後、どのような検討がなされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

山本パレア文化課長。

○パレア文化課長（山本裕之君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、パレア若狭の音楽ホール、ギャラリー、カルチャー教室等の自主事業は、文化芸術・アートマネジメントを専門とする大学助教授を委員長とし、福井県文化振興事業団の専門員や町の教育委員、学校代表教員、文化関係者で構成する「パレア若狭文化事業企画委員会」の意見や提案をもとに決定、実施しております。

議員御提案の「推薦イベント」につきましては、パレア若狭全ての自主事業は、中学生・高校生にとっても有意義なものにと企画し実施しておりますが、中でも音楽ホールの特性を活かしたクラシック公演や学校教材楽器を使用する公演等、子どもたちに豊かな情操を育める有意義な公演を文化事業企画委員会において選定し、「ジュニア招待制度」として、高校生以下の児童生徒を対象に無料招待する取組を平成21年度から行っております。

この「ジュニア招待制度」は、コロナ禍以降は感染状況等により実施できておりませんでした。令和5年度からは再開する予定をしておりますので、議員御提案の「推薦イベント」として御理解賜りますようお願いいたします。

次に、「イベント参加に対する小浜線の運賃補助」につきましては、芸術文化の振興や小浜線利用促進の観点からも検討した結果、令和5年度から再開予定の「ジュニア招待制度」に合わせて、小浜線を利用して対象公演に参加する児童生徒に対し、小浜線利用促進助成制度を活用し、運賃補助を実施してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「少し前に進んだかな」と思います。小浜線の利用者が一気に増えるわけではありませんが、様子を見ながら、このような中学生・高校生への運賃補助を広げていただきたいと思います、できれば、このような補助制度を嶺南全体で取り組んでいただきたいと思います、嶺南広域行政組合でぜひ提案していただきたいと思います、このように思います。

嶺南全体でという点で、町長の御意見はいかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

北原議員の御質問にお答えをいたします。

J R小浜線の利用促進にとって、中学生・高校生などの若者の利用が大変重要なことであると私も認識をしております。

これからも、議員御指摘のとおり、嶺南広域行政組合はもとより、県や沿線市町、関係団体との連携を強化して、小浜線の利用促進についても検討や協議を重ねていけるように、また利便性をさらに向上を図れるように、これからの取組としても私も頑張りたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ありがとうございました。次の質問に移ります。

10月26日の「県民福井」は、これですね、介護保険制度の仕組みの不備を指摘しています。

訪問介護に関してですけれども、介護報酬は移動時間を考慮したものになっていない。したがって、遠隔地では、移動のために時間を要したり、あるいはガソリン代が高くなったりして赤字になる。それで訪問介護サービスが受けにくくなっている。こういう記事でございます。「なるほど」と思われます。

そこで、本町では、望んでいる人にきちんと訪問介護サービスが行き届いているかどうか、質問という形でチェックしてみたいと思います。

2020年から2022年までの3か年、2月及び8月について、要支援を含む要介護認定者の数、そのうち訪問介護サービスを受けた人の数、それらを小学校区別に教えてください。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

2020年から2022年、各年2月及び8月の要支援1、2、要介護1から5の要介護認定者（以下「認定者数」とさせていただきます。）の総数と、各月の訪問介護サービス受給者数（以下、「訪問介護」とさせていただきます。）を、介護保険事業状況報告各月の月報数値でお答えいたします。

2020年2月 認定者数976人、訪問介護128人、8月、認定者数989人、訪問介護132人。2021年2月 認定者数992人、訪問介護117人、8月、認定者数958人、訪問介護116人。2022年2月、認定者数957人、訪問介護1

14人、8月、認定者数977人、訪問介護116人。

2022年10月の月報数値となりますが、訪問介護サービス受給者は119人、各小学校区別の人数につきましては、みそみ小区17人、旧明倫小区9人、三方小区20人、気山小区2人、旧梅の里小区10人、旧岬小区2人、鳥羽小区18人、瓜生小区18人、熊川小区7人、三宅小区8人、野木小区8人となっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

データを私がお願いした形に整理するのは無理だったようで、小学校区別の過去の数字はお答えいただけませんでした。

しかし、直近のデータである、今年10月の訪問介護サービス受給者の小学校区別の人数については、回答をいただきました。

ただし、後ほど話題にいたしますけれども、訪問介護サービス受給者の数、今、答えていただいた、イコール、私がお尋ねした訪問介護サービスを受けた人の数ではありません。今、示していただいた数から、できる範囲で分析をしてみたいと思います。

本年10月末日の第1号被保険者、つまり65歳以上の人口は、小学校区別に、みそみ小区794人、（旧）明倫小区353人、（旧）三方小区767人、気山小区244人、（旧）梅の里小区360人、（旧）岬小区167人、鳥羽小区544人、瓜生小区553人、熊川小区207人、三宅小区559人、野木小区392人となっております。

これを母数として、このうち、先ほどの訪問介護サービス受給者、この割合を計算すると、みそみ小区2.14%、（旧）明倫小区2.54%、（旧）三方小区2.60%、気山小区0.81%、（旧）梅の里小区2.77%、（旧）岬小区1.19%、鳥羽小区3.30%、瓜生小区3.25%、熊川小区3.38%、三宅小区1.43%、野木小区2.04%、平均で2.40%ということになります。

これを、私は、「訪問介護サービスの利用濃度」、濃度というのは濃さですね、濃度と名づけることにいたします。

これが、その今のパーセントのグラフでございます。

みそみ区、旧明倫区、旧三方、気山、旧梅の里、旧岬、鳥羽、瓜生、熊川、三宅、野木と、こういう順番になっております。

私は、本当は、訪問介護サービスを求めている人に対して、求めているサービスがどの程度行き渡っているのか、つまり「訪問介護サービスの充足度」を知りたいんですが、「充足度」を表現するということになると、母数に訪問介護サービスを求めている人の

数というものを使うのが最も適切です。しかし、訪問介護サービスを求めている人の数を正確に把握するのは難しいと思われます。

そこで、次善の策として、母数に介護認定者数を使おうと思ったわけなんですけど、先ほどの御答弁のとおり、小学校区別の介護認定者数は残念ながら入手できませんでした。10月のものですね。

そこで、今、言いましたように、母数に65歳以上の人口を使って、「65歳以上の人口」に対する「訪問介護サービス受給者」の割合というものを求めて、それを「訪問介護サービスの利用濃度」ということで名づけてみた、こういう次第でございます。

ところが、実は、この今、分母、分子、分子が訪問介護サービスの受給者ですね。お話ししましたけれども、分母のほうだけではなくて分子のほうにも面倒な問題がございます。先ほどちょっと言いましたけれども、「訪問介護サービス受給者」イコール「訪問介護サービスを受けた人」ではないということですね。

小規模多機能型介護施設では、場合によっては、訪問介護を組み込んだ多機能なサービスが提供されており、ここで訪問介護を受けた人に関しては、訪問介護サービス受給者にはなりません。

本町では、熊川、気山、神子に小規模多機能型介護施設があります。

したがって、小学校区で言えば、熊川小区、気山小区、（旧）岬小区は、「訪問介護サービス受給者」の数より多くの方が訪問介護を受けているだろうということになります。

このグラフで言えば、今のことを修正して、グラフに反映したとすると、熊川、それから気山、旧岬、これがもっと上がってくる、伸びてくるということが想定されます。どこまで伸びるか分かりませんがね。それが勘定に入っていないと、そういうことになります。

以上のような曖昧さの多い分析になってしまいましたけれども、しかし、言えることは、この鳥羽、瓜生、熊川と三宅、野木あたりはやっぱり違いがある。この鳥羽、瓜生、熊川のような「訪問介護サービスの利用が多い地域」と、それから、三宅、野木のような「訪問介護サービスの利用が少ない地域」、こういう地域差がやっぱり見られるなど、こういうことでございます。

ところで、訪問介護サービスの中でも最も難儀なのは訪問入浴介護サービスではないかと私は思います。湯船を装着した専用の車が必要ですし、介護職員も2人必要とお聞きをしています。

本町には、訪問入浴介護サービスを提供できる介護事業所はなく、滋賀県高島市の事

業所にお世話になっているということでございました。

高島市からということになると、熊川あたりまではまだしも、常神半島まで来てくれるのか、不安を感じざるを得ません。

ちなみにお聞きします。2020年以降で、「訪問入浴サービスを受けたい」と希望したのにその希望がかなわなかったというケースが本町にあったのでしょうか。あった場合はどのような次善の対策がとられたのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

2020年（令和2年）以降、「訪問入浴サービス」が希望どおりにならなかったケースにつきましては、福祉課へ直接いただいた相談や苦情はございませんでしたが、居宅介護支援事業所などへ聞き取りをさせていただきましたところ、数件の事案があったと報告をいただいております。

現在、町内に訪問入浴サービス事業所はなく、唯一、県外の事業者が本町でサービス提供をしている状況でございますが、事案につきましては、コロナ禍で県外のサービス事業者に対し不安感を持たれ、訪問入浴サービスを利用されなかったことがあったとのことでございます。

ほかには、希望される時間帯とサービス事業者の日程が合わず、訪問入浴サービス提供ができなかったという事案でございます。

いずれの事案につきましても、訪問看護サービスによる看護師の介助で、御自宅で入浴をされたり、デイサービスでの入浴や清拭で対応させていただいたとのことでございます。

利用者の御希望されるサービスや身体の状況、御自宅のしつらえには違いがございます。

介護サービス資源には限りはございますが、適正な介護サービスの提供につながるよう、利用者や御家族のお声を丁寧にお聞きし、介護支援専門員をはじめ介護サービス事業者や関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「訪問入浴サービスを受けたい」と希望したけれども、介護事業者に断れてしまったと、そのような極端な事例は本町でなかったという御答弁だと思います。もともと実施不可能なサービスをケアマネジャーが紹介するというものもないかと思いますが、実態はよく分からないわけなんです。

本町では、遠隔地には小規模多機能の介護施設が配置され、そこから出向いての訪問介護サービスが行われています。遠隔地なので、訪問介護サービスが受けられないというような極端なことはないかと思われまます。それでも、なぜか、先ほど見たように、「訪問介護サービスの利用が多い地域」と、これが少ない地域とは存在します。

納めなければならない介護保険料は、どの地域に住んでいても同じなわけですから、地域によって、介護サービスの受けやすさが違うということになれば、これは行政としては放置しておくわけにはいきません。

来年度は、「第9期介護保険制度」策定の年度でございます。どこに住んでいても介護サービスが平等に行き渡るような制度でなければなりません。

制度策定に当たっては、まず、現状に不備な点がないかどうか、十分に検証しなければならないと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

現在、介護サービスの地域格差が生じているとの認識は町としてはございませんが、今後も状況を把握しながら、多様なニーズに応えられる介護サービスの提供をしっかりと整えてまいりたいというふうに考えております。

また、町では、令和6年度から、3か年計画で若狭町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の準備を現在、進めております。

計画策定の過程においては、介護サービスの利用者だけでなく、元気な高齢者の方々の日常生活のお困り事や介護サービス利用状況や御意向、並びに介護サービス事業者の現状や抱えている課題をお聞きし、今期計画の検証と課題整理を進めてまいります。

住民誰もが住み慣れた地域で健康な生活を継続できるよう、たとえ介護が必要な状況になられても、可能な限り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう持続可能な体制づくりに取り組んでまいります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日7日から15日までの9日間、休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、明日7日から15日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって、散会とします。

（午後 3時00分 散会）